防整技第７５１８号
令和５年３月３１日

大臣官房会計課長
地方協力局環境政策課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局経理部施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部防衛部施設課長
航空幕僚監部防衛部施設課長
情報本部計画部事業計画課長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官
殿

整備計画局施設技術管理官
（公印省略）

設備工事に係る特記仕様書作成の手引について（通知）

標記について、別冊のとおり定め、令和５年４月１日以降に入札公告を行う建設工事から適用することとしたので通知する。

なお、設備工事及び通信工事に係る特記仕様書作成の手引について（防整技第９２８３号。元．１０．３０）は、令和５年３月３１日限りで廃止する。

添付書類：別冊
写送付先：整備計画局施設計画課長、施設整備官、提供施設計画官、地方協力局総務課長、在日米軍協力課長

防整技第７５１８号（令和５年３月３１日）別冊

設備工事に係る特記仕様書作成の手引

令和５年３月

整備計画局　施設技術管理官

目　　次

第１　総　　則

１　目的・・１
２　適用範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
３　用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
４　特記仕様書の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
５　特記仕様書の標準書式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
６　一般的な留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

第２　記載要領

１　工事名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
２　工事場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
３　工期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
４　工事概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
５　一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
６　入門手続等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
７　施工図等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
８　事故等報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
９　設計図書等の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
10　工事関係書類の適正な管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
11　事業監理業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
12　施工確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
13　工事現場管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
14　作業時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
15　提出書類等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
16　その他の工事条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
（１）住宅瑕疵担保履行法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
（２）低入札価格調査対象工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
（３）詳細図等作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
（４）工事の一時中止時における対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
（５）工事現場の迅速対応指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
（６）工事連絡会議の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
（７）総価契約単価合意方式の試行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
（８）契約後ＶＥ方式の試行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
（９）見積を活用する積算方式（見積活用方式）の試行・・・・・・・・・・・１３
(10) 週休２日制工事（現場閉所型）の試行・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
(11) 週休２日制工事（現場非閉所型・交替制）の試行・・・・・・・・・・・１３
(12) 情報共有システム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

(13) 建設現場における遠隔臨場の試行・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
(14) サイバー攻撃等発生時の速報要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
(15) 無人航空機の使用に伴い取り扱う情報の流出防止・・・・・・・・・１３
(16) 快適トイレ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
17　寄託品を取扱う場合の記載上の留意事項・・・・・・・・・・・・・・１４
18　共通費実態調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
19　公共事業労務費調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
20　危険物に係る申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

第３　特記仕様書記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

第１　総　　則

１　目的

設備工事（電気設備・通信工事及び機械設備工事をいう。）に係る特記仕様書作成の手引(以下「本手引」という。)は、特記仕様書の標準化及び統一を図るとともに、特記仕様書の契約上の位置付けを明らかにし、特記仕様書を作成するために必要な標準事項を定めることによって、建設工事（工事の実施細目について（防整技第７１６７号。２８．３．３１）別紙の第２第１号に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の円滑な執行と業務の効率的な処理に資することを目的とする。

なお、特記仕様書の作成者は、建設工事請負契約書、事業監理業務委託契約書、事業監理業務委託共通仕様書、標準仕様書等を熟知した上で特記仕様書の作成に当たらなければならない。

２　適用範囲

本手引は、防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）が発注する自衛隊施設及び在日米軍施設の建設工事に係る設備工事の特記仕様書の作成に当たり適用するものとする。

３　用語の定義

本手引において用いる用語の定義は、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和４年版 1.1.2 及び公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和４年版 1.1.2 に定めるところによるほか、次のとおりとする。

（１）「監督官」とは、工事監督の実施細目について（防整技第７１６５号。２８．３．３１）に規定する工事監督官、主任工事監督官、総括主任工事監督官及び統括工事監督官をいう。

（２）「契約図書」とは、建設工事請負契約書及び設計図書をいう。

（３）「設計図書」とは、質問回答書、現場説明書、特記仕様書、別冊の図面及び標準仕様書等をいう。

なお、設計図書間に相違がある場合の適用の優先順位は次による。

ア　質問回答書（イからオまでに対するもの。）

イ　現場説明書

ウ　特記仕様書

エ　別冊の図面

オ　標準仕様書等

（４）「質問回答書」とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する

質疑に対して発注者が回答する書面をいう。

（５）「現場説明書」とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。

（６）「特記仕様書」とは、工事の施工に関する明細又は工事固有の技術的要求を定める図書をいう。

（７）「図面」とは、入札に際して発注者が示した設計図及び発注者から変更又は追加された設計図をいう。また、詳細図作成を含む工事にあっては、契約図書及び監督官の指示に従って作成され、監督官が認めた詳細図の成果品を含むものとする。

（８）「標準仕様書等」とは、公共建築工事標準仕様書、同標準図、公共建築改修工事標準仕様書、防衛施設共通仕様書（航空灯火設備等電気設備工事編）、防衛施設共通仕様書（燃料施設等機械設備工事編）及び有線・無線通信工事共通仕様書をいう。

（９）「仕様書」とは、標準仕様書等及び工事ごとに規定する特記仕様書をいう。

(10) 「通知」とは、監督官が受注者に対し、工事の施工に関する事項について、書面あるいは口頭で説明し知らせることをいう。

(11) 「確認」とは、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかを確かめ、受注者に対して認めることをいう。

(12) 「調整」とは、設計図書に基づいて、工事目的物が具体化されていく段階で生じる種々の問題、関連工事等との取合いも含めて適切に処理し、工事の流れを円滑に保つことをいう。

(13) 「記録」とは、工事における監督の経緯を明らかにしたものをいう。

(14) 「検査官」とは、工事検査の実施細目について（防整技第７１６６号。２８．３．３１）に規定する工事検査官及び主任工事検査官をいう。

(15) 「技術検査」とは、中間技術検査と完成技術検査に区分され、中間技術検査は、工事担当部署の長（地方防衛局においては事業監理課長）が指定する者、完成技術検査は検査官が工事の確認を行うことをいう。

(16) 「同等品」とは、特記仕様書で指定する品質又は特記仕様書に指定がない場合、監督官が承諾する試験機関の品質確認を得た品質又は監督官の承諾した品質をいう。

なお、試験機関の品質の確認のために必要となる費用は、受注者の負担とする。

(17) 「工期」とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。

(18) 「工事」とは、本体工事及び仮設工事又はそれらの一部をいう。

(19) 「現場」とは、工事を施工する場所、工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。

4　特記仕様書の構成

特記仕様書の構成は、次の表を標準とする。

区　　分	項　　目	記載概要
第１　工事名		工事の名称
第２　工事場所		工事の施工場所
第３　工期		工事の始期日から終期日までの期間
第４　工事概要		工事の概要
第５　一般仕様	１　一般事項	本工事を実施する場合の特記仕様書等の位置付け
	２　入門手続等	基地等への立入りのために必要な手続き等に関する事項
	３　施工図等	施工図等の作成に関する事項
	４　事故等報告	工事施工中に事故等が発生した場合の業務の内容等に関する事項
	５　設計図書等の管理	設計図書等の管理に関する事項
	６　工事関係書類の適切な管理	工事関係書類の管理に関する事項
	７　事業監理業務委託	事業監理業務を委託する場合の業務の内容等に関する事項
	８　施工確認等	施工確認の実施内容等に関する事項
	９　工事現場管理	工事現場の管理に関する一般的な事項や特に必要な事項
	10　作業時間	作業時間や作業不能日等に関する事項
	11　提出書類等	提出書類の名称、時期、書式、部数等に関する事項
	12　その他の工事条件	難工事の指定や詳細図等作成など、特に指定する工事条件に関する事項
	13　寄託品の取扱い	寄託品の取扱いに関する事項
	14　熱中症対策	熱中症対策に係る費用に関する事項
第６　環境保全等		建設機械の取扱い等や化学物質を発散する建築材料等に関する事項
第７　産業廃棄物の処理等		産業廃棄物の処理に関する事項、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、リフラクトリ―セラミックファイバーを含有する資機材の取扱い及び発生材の処理に関する事項
第８　工事仕様	１　共通工事仕様	設備工事に共通する工事の施工等に関する仕様

	２　電気設備・通信工事仕様 ３　機械工事仕様	電気設備・通信工事の施工等に関する仕様 機械設備工事の施工等に関する仕様

５　特記仕様書の標準書式

特記仕様書は原則として、第１の４に示す構成によって、様式１－１特記仕様書記載例を参考に作成する。また、設計変更の書式は、様式１－２変更特記仕様書を標準として作成するものとする。

なお、特記仕様書の記載例を第３に示したので参考にされたい。

（１）用紙サイズ：Ａ４

（２）書　　体：原則として、明朝体標準全角文字を使用するものとする。
　　ただし、数量、金額等については、半角文字を原則とする。

６　一般的な留意事項

本手引によって作成される特記仕様書は、標準仕様書等を補完し、発注工事固有の事項を定めるものである。

建設工事が請負工事として発注されて施工される場合、発注者と受注者は互いに契約条項に合意した上で、工事請負契約を結ぶことになるが、その際、発注者が受注者に要求する工事は、図面や仕様書によって表現される。ついては発注者が要求するもの、意図するところを主として形の面から図示するのが図面であり、その質や作業の方法などについて、詳細に取り決めたものが仕様書である。

したがって、仕様書は図面と共に契約書を補完するものであって、これに記載されている事項は、発注者がこのような形質のものを受け取りたいという意思の表明であり、発注者の単なる願望又は理想であってはならない。また、受注者によって確実に実現できるものであり、実際に遵守されなければならない。

このような仕様書のあるべき姿から、具体的には次のような要件を記載する。

（１）手引書（マニュアル）的な性格のものではないこと。
　守るべきことを記述し、いたずらに理想に走った記述をしない。

（２）明確な条件を示すこと。
　設計図書に明示すべき施工条件等について（防整技第７１８７号。２８．３．３１）により、明示すべき施工条件等の項目及び事項については確実に記載するものとし、観念的な記述ではなく、定量的及び具体的に数字で示すような形をとるものとする。
　なお、特記仕様書の用語は、特別なものを除き、標準仕様書等の用語を使用するものとする。

（３）請負契約の本質をゆがめないこと。
　請負契約は、受注者が契約対象物を最良の方法と考える手段によって作り上げるのが本来の姿であるから、特に合理的理由がない限り、施工途中の過程についての制約は必要最小限とする。

（４）実現可能な条件とすること。

現実の施工体制で実現可能な制約を設けなければ実用にならず、極端な場合には片務的な契約を押しつけることにもなることから、条件の実現可能性についての配慮が必要である。

（５）工事仕様

標準仕様書等には、各工種のうち特記仕様書に工事仕様の規定を委任するものがあり、これらについて規定し、記載するものとする。また、同様に標準仕様書等にない工事の仕様についても規定し、記載するものとする。

（６）工事仕様の留意事項

工事仕様は、発注工事において工事目的物を構築する上でどのような方法又は条件で施工するかの基準となり、発注者、受注者相互の契約事項となるものである。特に、入札時においては、発注者の積算条件と入札者の積算条件が同じ条件でなければならず、工法の選択によっては相互の工事費が大幅に異なる場合もあり得る。したがって、特記仕様書に記載する工事仕様は、施工方法、施工条件、施工管理方法、品質管理方法等を明確かつ詳細に記載しなければならない。

（７）標準仕様書等に規定のある工種の記載要領

標準仕様書等では、工事仕様の詳細を特記仕様書又は設計図書に記載することとしている工事仕様があり、これらを的確に判断し記載するものとする。

なお、工事仕様の詳細は、特記仕様書記載例を標準とするが、地方の地域特性及び工事特性を踏まえ、工事内容を的確に判断し、工事仕様の追加及び削除を行うものとする。

（８）標準仕様書等に規定のない工種の記載要領

標準仕様書等に規定されていない工種の工事仕様については、次の項目を記載するものとする。

また、当省に限らず既発注工事の工事仕様を可能な限り調査し、公共機関、民間団体等の資料を参考としても構わない。

ア　工種名

イ　施工機械仕様及び施工方法

ウ　使用材料

エ　施工管理要領、品質管理要領、試験項目及び精度

（９）材料仕様

材料仕様は、工事仕様と同様に、発注工事において工事目的物を構築する上でどのような材料を使用するかの基準となり、発注者、受注者相互の契約事項となるものである。

また、積算する上で重要な仕様であって、材料の選択によっては工事費が大幅に増減することもある。特に特記仕様書に記載する材料及び機器仕様は、標準仕様書等に明記されていない各工事の材料、特殊機器等を記載することとなるので、使用する材料の規格及び品質並びに機器の規格及び性能を明確に記載する。

(10) 汎用品を使用する場合の記載上の留意事項

本工事に使用する材料の規格は、標準仕様書等に規定されており、すべての材料がＪＩＳ又は同等品以上の品質を有しなければならないため、ここでは、規格の確認と証明の必要性を記載するものとする。

なお、本項目の主旨は材料の規格をＪＩＳのみに制限する目的ではなく、安価で品質のよい材料を広く求めようとする目的で記載するものである。

(11) 材料名称等の使用

材料の固有名称である製品名は、製造者の指定となることから、原則として標準仕様書等、ＪＩＳ等で使用している一般総称を使用するものとする。

(12) 特殊機器等を使用する場合の記載上の留意事項

特殊機器等を使用する場合は、積算価格を算定する上で、機器の製造者に見積りを依頼する場合は、機器の性能、主要材料、規格、試験方法等を図面に記載するものとする。

なお、製造者名を記載し、機器を特定しなければならない場合は、特記仕様書又は図面に製造者名を記載することができるものとする。

想定されるケースは、次のような場合である。

ア　既設設備システムの一部改修であり、既定製品との互換性が必要なため、既設設備システムの製造者名や製品番号等を記載する必要がある場合（自動制御設備や特殊消火設備などの改修工事の場合）

イ　新技術等による製品又は工法であり、工事目的から他の製品等が認められない場合（試験施工等の場合）

ウ　構成部品が多い製品で、製造者や製品番号等を指定しなければ、品質の確保に苦慮する製品を設置する場合（衛生陶器等を設置する場合）

エ　その他、事情がやむを得ないと認められる場合

(13) 環境保全等

ア　排出ガス対策型建設機械を使用し、工事現場及びその周辺環境の保全を図るため、特記仕様書に排出ガス対策型建設機械を使用することを義務付ける記載をするものとする。

イ　低騒音型・低振動型建設機械を使用し、工事現場周辺における騒音・振動等の建設公害を出来るだけ防止するよう、特記仕様書に低騒音型・低振動型建設機械を使用することを義務付ける記載をするものとする。

ウ　化学物質を発散する建築材料等については、原則としてＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆☆表示建築材料を使用するものとするが、該当する材料等がない場合は、Ｆ☆☆☆表示建築材料又は同等品（国土交通省大臣の認定を受けた材料等）を使用することを義務付ける記載をするものとする。

(14) 産業廃棄物の処理等

ア　受注者は、使用する資材（材料および機材を含む。）の梱包及び容器について、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されたものの使用を積極的に推進するものとする。

イ　特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る必要があることから、規定事項を定め下記の項目を記載するものとする。

（ア）産業廃棄物の処理

（イ）建設工事に係る資材の再資源化等

（ウ）リフラクトリーセラミックファイバー
（エ）発生材の処理

これらの条件を満足し、一般的に利用できる契約条件を選び出したものが標準仕様書等であり、工事の規模、現場の状況、施工の時期、地域の特殊性等の諸条件の組合せにより、個々の現場に応じて規定すべき事項及び条件を明記したものが特記仕様書である。

以上のことに留意し、特記仕様書を作成しなければならない。

様式１－１
（Ａ４縦）

特記仕様書

第１　工　事　名：

第２　工 事 場 所：

第３　工　　期：　　契約締結日の翌日から令和　年　月　日まで
（指定部分工期）　工事については令和　年　月　日　まで

第４　工 事 概 要：　　建物名称、棟数、延面積、構造・階数、工事区分（新設、改修、増改修の別）構造体の分類、工事種目

第５　一 般 仕 様：

１　一般事項
２　入門手続等
３　施工図等
４　事故等報告
５　設計図書等の整理
６　工事関係書類の適切な管理
７　事業監理業務委託
８　施工確認等
９　工事現場管理
10　作業時間
11　提出書類等
12　その他工事条件
13　寄託品の取扱い
14　熱中症対策

第６　環 境 保 全 等：

１　排出ガス対策型建設機械の取扱い
２　低騒音型・低振動型建設機械の取扱い
３　化学物質を発散する建築材料等

第７　産廃物の処理等：

１　産業廃棄物の処理
２　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律関連
３　リフラクトリーセラミックファイバーを含有する資機材の取扱い
４　発生材の処理

第８　工 事 仕 様：

１　共通工事仕様
２　電気設備・通信工事仕様
３　機械工事仕様

様式１－２
（Ａ４縦）

変更特記仕様書

第１　工　事　名：

第２　工 事 場 所：

第３　工　　期

当初工期：　平成　年　月　日から令和　年　月　日まで
（指定部分工期）　工事については令和　年　月　日　まで

変更工期：　平成　年　月　日から令和　年　月　日まで
（指定部分工期）　工事については令和　年　月　日　まで

第４　工 事 概 要：　建物名称、棟数、延面積、構造・階数、工事区分（新設、改修、増改修の別）構造体の分類、工事種目に係る変更事項

第５　一 般 仕 様：

１　一般事項に係る変更事項
２　入門手続等に係る変更事項
３　施工図等に係る変更事項
４　事故等報告に係る変更事項
５　設計図書等の管理に係る変更事項
６　工事関係書類の適切な管理に係る変更事項
７　事業監理業務委託に係る変更事項
８　施工確認に係る変更事項
９　工事現場管理に係る変更事項
10　作業時間に係る変更事項
11　提出書類等に係る変更事項
12　その他工事条件に係る変更事項
13　寄託品の取扱いに係る変更事項
14　熱中症対策に係る変更事項

第６　環 境 保 全 等：

１　排出ガス対策型建設機械の取扱いに係る変更事項
２　低騒音型・低振動型建設機械の取扱いに係る変更事項
３　化学物質を発散する建築材料等に係る変更事項

第７　産廃物の処理等：

１　産業廃棄物の処理に係る変更事項
２　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律関連に係る変更事項

３　リフラクトリーセラミックファイバーを含有する資機材の取扱いに係る変更事項
４　発生材の処理に係る変更事項

第８　工 事 仕 様：　１　共通工事仕様に係る変更事項
２　電気設備・通信工事仕様に係る変更事項
３　機械工事仕様に係る変更事項

第９　そ　の　他：　特記なき事項については、原設計と同じとする。

第２　記載要領

１　工事名

工事名は、入札公告及び入札説明書（以下「入札公告等」という。）に記載される工事名を記載するため、特記仕様書作成時には入札公告等を確認するものとする。

なお、設計変更を行う場合は、工事名の後に変更回数を記載するものとする。

２　工事場所

工事場所は、入札公告等に記載される工事場所を記載するため、特記仕様書作成時には入札公告等を確認するものとする。

３　工期

工期は、入札公告等に記載される工期を記載するため、特記仕様書作成時には入札公告等を確認するものとする。

なお、設計変更において、工期の変更が生じた場合は、特記仕様書又は図面に当初工期と変更工期を併記するものとする。

工期内に指定部分の工期を設ける場合は、工期を記載した欄の下に指定部分工期として、指定する建物名、工期等を記載するものとする。

４　工事概要

工事概要は、番号、建物名称、工事区分（新設、全館無人改修、執務並行改修、増改修、部分改修の別）、構造・階数、延べ面積、数量及び単位、構造体の分類及び工事種目を記載するものとする。また、工事の概要をまとめて記載するものであり、全ての工種名を簡素化して記載するものとする。

５　一般事項

特記仕様書と標準仕様書等との関係を規定し、特記仕様書が標準仕様書等の上位であることを明確に記載するものとする。また、工事施工中に特記仕様書及び標準仕様書等に明記されていない事項が発生した場合を考慮し、あらかじめ特記仕様書及び標準仕様書等に定めのない事項についての規定を、監督官との協議を基本として記載するものとする。

工事の実施に当たって、関係諸法令及び特記仕様書記載例の「第５　一般仕様」に掲げる基準類以外に遵守すべきものがある場合は、追記するものとする。

６　入門手続等

入門の手続は、自衛隊又は米軍の諸規定に従うものとし、手続に要する期間等を記載するものとする。

受注者が工事の施工に際し、自衛隊又は米軍の区域に立ち入る場合は、事前に、工事監督官と調整を行い、当該区域を管理する部隊等の規則に基づき関係書類を提出の上、出入許可を受けた後に当該区域に立ち入るものとする。また、土砂等

の飛散により自衛隊又は米軍の運用、周辺住民の生活に影響が出ないよう、受注者に現場周辺等は常に清掃することを義務づけるものとする。

７　施工図等

施工図等の作成に当たっては、計画通知の副本等を確認した上で作成するものとする。

なお、計画通知の副本は、現場事務所に設計図書等とともに整理保管するものとする。

８　事故等報告

工事の施工中に事故等が発生した場合は、直ちに監督官に通報するものとする。

９　設計図書等の管理

工事図面は工事施工の目的以外に、第三者に対して貸与、複写又は閲覧させてはならないものとする。

工事施工の目的で、第三者に対して貸与、複写又は閲覧させたときの工事図面等の適正な管理について記載するものとする。

10　工事関係書類の適正な管理

建設工事及び技術業務委託に係る関係書類の適正な管理について(防整技第７３９９号。２８．４．１）により、工事関係書類の作成等を行うパソコンについては、情報流出対策について万全を期すものとする。

11　事業監理業務

工事監理業務又は防衛施設整備監理業務を建設コンサルタント等に委託して行う場合は、事業監理業務委託契約書について（防整施第６９３５号。２８．３．３１）及び建設工事に係る事業監理業務共通仕様書について（防整技第７３８５号。２８．４．１）により、その業務範囲等を記載するものとする。

12　施工確認

監督官等の施工確認を要するものを規定し、記載するものとする。また、特に重要な施設で、その後の工事の工程や工事の品質に大きな影響を与える場合に必要となる確認事項を記載するものとする。

13　工事現場管理

各工事の共通事項である安全管理事項を記載するものとする。安全管理事項は標準仕様書等と重複しているものがあるが、工事の安全に対する意識をより一層喚起する意味で、あえて記載するものとする。また、各工事において当該工事の工事内容、現場状況等を考慮し適切な現場管理事項を記載するものとする。

特に施工ミスが作業員の人命や運用中断に直結するおそれのある停電作業や火

気の使用や溶接作業等を行う場合は、作業安全上の注意喚起事項を記載するものとする。

14　作業時間

工事期間中の作業不能日を規定し、受注者に休日を周知徹底させることを目的とするものとする。また、在日米軍基地内の工事では工事現場の作業時間は、かなりの規制を受ける場合があり、受注者に周知させる必要がある。在日米軍基地では米国祝日（軍休）の作業、平日の残業は許可制となるので工事着手前に監督官、在日米軍との調整が必要である。

積雪地等の工事現場においては冬期作業が不可能となるため、あらかじめ記載しなければならない。

なお、停電作業など夜間及び休日の作業が生じる可能性がある場合においては、その見込みを記載するものとする。

15　提出書類等

標準仕様書等では、完成図の提出について規定しているが、工事進行状況報告書の提出日、完成図の提出部数、組立保険等の加入期間、監督官用提出図面等については、規定されてないため特記仕様書に記載するものとする。また、工事請負代金額が５００万円（消費税込み）以上の工事については、工事実績情報として工事カルテを作成し、登録を行うよう義務付ける。

16　その他の工事条件

特記仕様書記載例における第５一般仕様は、標準的な仕様を規定しており、諸条件の異なる工事の場合は、あらかじめその内容を一般仕様に下記の項目を記載するものとする。また、各地方の地域特有の工事条件又は特殊工事における工事条件は、各局において規定事項を定め一般仕様に記載するものとする。

（１）住宅瑕疵担保履行法
（２）低入札価格調査対象工事
（３）詳細図等作成
（４）工事の一時中止時における対応
（５）工事現場の迅速対応指針
（６）工事連絡会議の設置
（７）総価契約単価合意方式の試行
（８）契約後ＶＥ方式の試行
（９）見積を活用する積算方式（見積活用方式）の試行
(10) 週休２日制工事（現場閉所型）の試行
(11) 週休２日制工事（現場非閉所型・交替制）の試行
(12) 情報共有システム
(13) 建設現場における遠隔臨場の試行
(14) サイバー攻撃等発生時の速報要領
(15) 無人航空機の使用に伴い取り扱う情報の流出防止
(16) 快適トイレ

17　寄託品を取扱う場合の記載上の留意事項

寄託品（自衛隊等の物品管理官が管理する機械機器）は、契約書第１６条により受注者に引渡すものであり、寄託品取扱い経費を算定する上でも、発注者と受注者相互の契約事項であることから、下記の事項を記載するものとする。

（１）寄託品の品名、数量、品質、引渡し場所及び引渡し時期

（２）寄託期間は、寄託品を設置する施設において、据付け又は調整が実施可能となる日を起点とし、工事完成又は完了予定日までの期間

（３）寄託期間中は寄託品（撤去後不要となるものを除く。）には保険を付する。

18　共通費実態調査

共通費の実態について継続的に把握する事により、工事費積算のより一層の適正化を図ることを目的として、国土交通省からの依頼を受け、毎年度実施しているものであり、受注者に配布する調査票については、毎年度送付している通知文書を参照するものとする。

現場説明書等特記仕様書以外の書面にて共通費実態調査を実施する旨が記載されている場合は、特記仕様書における本項目の記載の必要はない。

なお、次の工事を除いて共通費実態調査の対象工事とする。

（１）設計業務を含む工事（標準図活用方式、設計施工一括方式等）

（２）主たる工事が土木工事である総合工事

（３）土木工事の工事内容が建物付帯工事でない総合工事

（４）燃料タンク、通信工事の寄託品据付調整工事等の特殊な工事

（５）既に調査票を提出した工事

19　公共事業労務費調査

当該工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合の協力の内容について、記載するものとする。

20　危険物に係る申請

当該工事に見込む申請手数料について、記載するものとする。

第３　特記仕様書記載例

特記仕様書記載例は、記載の項目、順序及び様式の統一を図ることを目的としているため、記載内容は一般的な例を示しており、使用に当たっては、工事ごとに内容を確認し、適宜追加・修正するものとする。

表紙共　　枚

工事名：

令和　　年　　月

工事関係者以外不許複製

工事名		1

図面目録

図面番号	図面名称

図面番号	図面名称

工事関係者以外不許複製

特　記　仕　様　書

第１　工 事 名　：
第２　工事場所　：
第３　工　　期　：契約日の翌日から令和　　年　　月　　日まで
（　　）

（以下、特記事項で選択する部分については、●印の項目を適用する。）

第４　工事概要

建物概要及び工事種目

区分 ＼ No.		1	2	3	4	5
建 物 名 称						
棟　　数						
延面積(m^2)						
構造・階数						
工 事 区 分						
構造体分類						
工事種目		○	○	○	○	○
		○	○	○	○	○
		○	○	○	○	○
		○	○	○	○	○
		○	○	○	○	○
		○	○	○	○	○
		○	○	○	○	○
		○	○	○	○	○
		○	○	○	○	○
		○	○	○	○	○
		○	○	○	○	○
		○	○	○	○	○
		○	○	○	○	○
		○	○	○	○	○
		○	○	○	○	○
		○	○	○	○	○
		○	○	○	○	○
		○	○	○	○	○
		○	○	○	○	○

工事関係者以外不許複製

第５　一般仕様

１　一般事項

（１）本工事の施工は、本特記仕様書によるほか、図面、現場説明書、標準仕様書等の定めるところに従い誠実に行うものとする。

なお、特記仕様書の記載内容は、標準仕様書等の記載内容に優先するものである。また、これらに定めのない事項については、監督官との協議によるほか、以下の基準類により実施するものとする。

ア　設計基準類

（ア）建築設備設計基準（令和　　年版）

（イ）防衛施設設備設計要領（令和　　年版）

イ　積算基準類

（ア）公共建築工事積算基準

（イ）防衛施設設備積算要領

ウ　標準仕様書等

（ア）公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和　　年版

（イ）公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和　　年版

（ウ）公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和　　年版

（エ）公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和　　年版

（オ）公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）令和　　年版

（カ）公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）令和　　年版

（キ）公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）令和　　年版

（ク）防衛施設共通仕様書（航空灯火設備等電気設備工事編）令和　　年版

（ケ）防衛施設共通仕様書（燃料施設等機械設備工事編）令和　　年版

（コ）有線・無線通信工事共通仕様書　平成　年　月

（サ）土木工事共通仕様書　令和　　年版

（シ）航空灯火機器型式仕様標準　令和　　年版

エ　その他基準類

（ア）官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説　平成　　年版

（イ）建築構造設計基準　令和　　年版

（ウ）公共建築工事標準書式

（２）本工事の実施に当たっては、適用を受ける関係法令等（条例を含む。）を遵守し、材料の選定、品質性能の確保、工法の選定、検査等を行うものとする。

（３）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「電気設備工事監理指針」及び「機械設備工事監理指針」は、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）及び（機械設備工事編）に従って工事を進める際の参考資料とする。

２　入門手続等

（１）受注者は、基地等の中で工事を行う場合、区域への立ち入り及び行動（出入門手続・火気取扱い・工事用通行路・写真撮影等）は、当該基地等の規制（部隊諸規則）及び関係者の指示を厳守して行うものとし、工事施工地域以外への立入りを禁止する。

なお、やむを得ず当該地域以外への立入りを必要とする場合は、所定の手続きを行うものとする。

（２）基地等の区域への立入りに際しては、基地所定の許可証が必要であり、当該許可証の取得に要する期間は所定の手続き終了後おおむね（　　）か月を要する。

（３）臨時及び短期の立入りについては、基地等の規定に基づき所定の手続きを行わなければならない。

（４）基地等の区域内における工事用車両の通行ルートの安全対策については、受注者において十分管理するものとし、通行ルート、工事施工場所周辺の道路等は、土砂等の飛散による粉じんが発生しないように清掃しなければならない。

（５）基地等の区域内の施設等に損傷を与えないよう十分注意して施工するものとし、万一破損させた場合は、速やかに監督官及び基地等の管理者に報告するとともに、受注者の負担において原形に復旧するものとする。また、第三者等に損害を与えた場合は、受注者の責任において補償するものとする。

３　施工図等（〇適用する。〇適用しない。）

施工図等の作成に先立ち、工事内容と計画通知等副本の照合を行い、疑義が生じた場合は、書面により監督官と協議する。

また、計画通知の副本又は写しは、現場事務所に保管するものとする。

なお、建築物に係る計画通知の副本は、建築工事の現場事務所内の保管としてよい。

４　事故等報告

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督官に通報するとともに、監督官が指示する工事事故報告書を指示する期日までに、監督官に提出しなければならない。

なお、以下の場合、被害の有無にかかわらず、現場確認後すみやかに監督官に報告すること。

（１）震度５強以上の地震が発生した場合

（２）台風が通過した場合

（３）特別警報（大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮）が発令された場合（解除後報告）

（４）津波警報、噴火警報（居住地域）が発表された場合

５　設計図書等の管理

（１）工事図面は工事施工の目的以外に、第三者に対して貸与、複写又は閲覧させてはならない。

（２）工事の一部を第三者に委託し又は請け負わせようとするときは、当該下請契約書等において、工事図面等の適正な管理に関する規定を明確にしておくこと。

（３）工事の一部或いは施工図の作成等を第三者に委託し又は請け負わせ、当該相手方に工事図面を複写させ又は交付したときは、当該委託契約又は請負契約等の終了時に、複写させ又は交付した工事図面を速やかに返却させ、適正に管理すること。

６　工事関係書類の適正な管理

工事関係書類の作成等を行うパソコンについては、情報の流出対策について万全を期すために、悪意のあるコードから保護する必要があることから、ウイルス対策ソフトを常に最新の状態に維持すること、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコンを用いるなどの対策を講じるものとする。

なお、工事関係書類とは、設計図書、施工計画書等の現場書類のほか、現場代理人等通知書等の本支店等で作成する書類の一切を含むものとする。

７　事業監理業務

（１）工事監理業務（○適用する。○適用しない。）

ア　本工事は、工事監理業務を監督官が通知する建設コンサルタント等に別途委託契約（又は契約を予定）しており、その業務の内容は、事業監理業務委託契約書及び事業監理業務委託共通仕様書に示すとおりである。

イ　受注者は、設計図書において規定される監督官への報告、協議、承諾等は、特別な場合を除き、工事監理業務を行う建設コンサルタント等の管理技術者等を経由して行うものとする。

（２）防衛施設整備監理業務（○適用する。○適用しない。）

ア　本工事は、防衛施設整備監理業務を監督官が通知する建設コンサルタント等に別途委託契約（又は契約を予定）しており、その業務の内容は、事業監理業務委託契約書及び事業監理業務委託共通仕様書に示すとおりである。

イ　受注者は、保全管理、総合工程、安全管理及び点検・管理等について、防衛施設整備監理業務受注者から改善措置等の助言又は指導があった場合は指示に従うものとする。

８　施工確認等

本工事における施工確認は、次に基づき行うものとする。

（１）受注者は、施工確認、監督官の立会いに必要となる調査及び出来形等算出の作業、品質等の確認を行い、その結果を整理し、監督官に提出しなければならない。

（２）受注者は、不可視部分となる工事の調査が出来るよう監督官に十分な機会を提供するものとする。

（３）施工確認及び立会いは、監督官又は工事監理業務を行う建設コンサルタント等の管理技術者等が行うものとする。

9　工事現場管理

（1）施工体制台帳等の適正な整備

ア　受注者は、本工事を施工するために下請契約を締結した場合は、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、「建設業の許可書」及び契約書等の写し（下請負人を含む。）を工事現場に備えるとともに監督官に提出する。

なお、提出時期は工事着手前、体制変更時及び監督官の求める時期とする。

イ　受注者は、監理技術者、現場代理人、主任技術者（下請負人の当該技術者を含む。）及び専門技術者に工事現場内において、工事名・工期・顔写真・所属会社名及び社印の入った名札を着用させる。

なお、名札の様式例は次による。

監理（主任）技術者

写真

2.4cm×3cm
程度

氏　名　○○　○○

工事名　○○○○○○○○○工事

工　期　自○○年○○月○○日
　　至○○年○○月○○日

会社名　○○○○建設株式会社　印

（注）1　用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

2　所属会社の社印（登録済のもの）とする。

ウ　建設業退職金共済制度については、購入状況の分かる書類の写しを添付する。また、購入の必要がない場合は理由書を添付すること。また、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を工事監督官へ提出し、工事検査官に提示すること。

エ　労災保険、労働保険、組立保険及び公共工事履行保証保険書等の加入状況の分かる書類の写しを添付すること。

オ　施工体系図、建設業の許可を示す標識、建設業退職金共済制度適用事業主の現場である旨の標識及び労災保険関係の標識の現場掲示状況の写真を添付すること。

カ　受注者は、入札時に提示した技術提案（工事全般の施工計画、技術提案、地元企業の下請採用予定状況及び簡易な施工計画をいう。）を監督官が指示する書式（総合評価計画書）に整理して施工計画書に添付するとともにその内容及び実施方法等について監督官に説明を行うものとする。また、受注者は、総合評価計画書及び施工計画書に基づき、実際に実施した内容を監督官が指示する書式（総合評価実施報告書・確認表）に整理し、それぞれの技術提案の完了ごとに監督官に提出するとともに技術提案の履行について確認を受けるものとする。

（2）主任技術者等

ア　建設業の許可を受けている建設業者は、請負代金額の大小にかかわらず、

必ず現場に主任技術者を置かなければならない。また、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請金額の合計金額が４，５００万円以上となる場合には特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて「監理技術者（資格者証及び講習修了証を有するもの。）」を置かなければならない。

イ　主任技術者等は、工事現場に専任するものとする。ただし、請負代金額が、４，０００万円未満の工事の場合は、工事現場への専任は要しない。

ウ　本件の主任技術者等は「　　工事」と同一としてよい。

（３）電気保安技術者

ア　電気工作物に係る工事においては、電気保安技術者を置くものとする。

イ　電気保安技術者は次による者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料を添付した電気保安技術者通知書により、監督官の承諾を受ける。

なお、建設業法上の主任技術者と兼任してもよい。

（ア）事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第４３条に基づく電気主任技術者とし、同法に定める必要な手続を行うものとする。

（イ）一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者としてもよい。

ウ　電気保安技術者は電気工作物の保安業務を行う。

（４）技能士

技能士は、職業能力開発促進法（昭和４４年法律第６４号）に定めるところによる一級技能士の資格を有するものとし、資格を証明する資料を、監督官に提出する。

なお、適用する技能検定の職種及び作業の種別は、次による。

作業内容	適用技能士
配管工事の施工	１級配管技能士　（○適用する。○適用しない。）
熱絶縁工事の施工	１級熱絶縁施工技能士　（○適用する。○適用しない。）
冷凍・冷却及び空気調和機器の据付及び整備	１級冷凍空気調和機器施工技能士　（○適用する。○適用しない。）
ダクトの施工	１級建築板金技能士　（○適用する。○適用しない。）

（５）工事現場の管理で特に必要な事項

ア　受注者は、施工に当たり、次の措置を講ずるものとする。

（ア）施工に先立ち作成する施工計画書には、本工事の内容に応じた安全策や防災訓練等の具体的な計画を記載し、監督官に提出しなければならない。

（イ）本工事の施工に際し、現場に即した安全策や防災訓練等について工事着工後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割り当てて、以下の項目から実施内容を選択し安全策や防災訓練等を実施する

ものとする。

① 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育

② 本工事内容の周知徹底

③ 本工事における災害対策訓練

④ 本工事現場で予想される事故対策

⑤ その他、安全策や防災訓練等に必要な事項

イ 工事の安全に際しては、次の事項に十分留意し、必要に応じて保安灯等の危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対しても注意を喚起し、また、作業の工程ごとに安全に対する検討を行い必要な措置を講ずる等、安全管理を徹底するものとする。

（ア）施工計画の作成に当たっては、仮設物の荷重に対する構造耐力の確保について慎重に検討し、施工計画の内容を現場の作業員等に周知徹底の上、施工するものとする。特に、施工経験の少ない工法の仮設については、全社的な管理のもとで施工の安全を検討、確認の上、施工するものとする。

（イ）施工に当たっては、施工条件を工事関係者に十分に把握させるとともに作業員等に対して、安全教育を実施し、安全な作業方法及び安全の点検を徹底するものとする。

（ウ）停電作業を行う場合において、電気保安技術者は復電時の検電、検相、電圧等の最終確認を行わなければならない。

（エ）火気の使用や溶接作業を行う場合は、標準仕様書の当該事項によるほか、次による。

① 火花若しくはアークを発し若しくは高温となって点火源となるおそれのある機械等又は火気を使用する場所には燃料容器を置いてはならない。

② 内燃機関を有する建設用機械は原則として室内では使用しない。やむを得ず使用する場合は、上記①及び労働安全衛生規則（昭和４７年労働省令第１３２号）第５７８条を厳守すること。

ウ 立入禁止区域内への立入り及び写真撮影は監督官と協議すること。

エ 既設施設、道路等の保護に十分注意し、万一破損もしくは汚染させた場合は、受注者の負担において早急に補修し、現状復旧すること。

オ 事故発生時は、緊急時の連絡体制に基づき、速やかに監督官及び部隊担当者に報告し、指示に従うこと。

カ 配管等の切り廻し工事を行う場合は、作業計画書を作成し、事前に監督官及び部隊担当者の承諾を得てから作業を行うこと。

10 作業時間

（１）本工事の作業時間は、標準仕様書及び現場説明書によるほか、作業期間中の土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を作業不能日として見込んでいる。

（２）本工事における基地等の入出門時間は、　　時　　分から　　時　　分までとする。ただし、これを超える時間については、監督官と協議の上実施するものとする。

（３）在日米軍施設の工事において米国の休日での作業は、監督官と協議の上実施するものとする。
（４）冬季に当たる　　月から　　月までの間は、施工を行わないものとする。やむを得ず実施する場合は、監督官と協議の上実施するものとする。
（５）本工事における　○停電作業　○（　　）作業に係る作業日は、次のとおりとする。なお、実施日程及び詳細な作業内容については、作業に係る計画書等を監督官に提出の上、承諾を得るものとする。
　　○平日　　（○昼間　○夜間　　時から　　時まで。）
　　○土曜日、日曜日、祝日　（○昼間　○夜間　　時から　　時まで。）
（６）本工事の屋内改修工事は執務並行で行う工事である。
　（○適用する。○適用しない。○一部適用する。）

11　提出書類等
（１）毎月末現在の工事進行状況については、工事進行状況報告書にて監督官が指示する日までに報告するものとする。
（２）工事実績情報の作成、登録
ア　受注者は、工事請負代金額５００万円以上の工事について、工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）に基づき、工事実績データとして「工事カルテ」を作成し、（一財）日本建設情報総合センターにＷＥＢ登録するとともに、（一財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督官に提出しなければならない。
　なお、受注時は契約後１０日以内に、登録内容の変更時は変更のあった日から１０日以内に、完了時は完成後１０日以内に行なければならない。
イ　受注者は、「工事カルテ」の登録内容についてあらかじめ監督官に報告し、「工事カルテ」を（一財）日本建設情報総合センターに提出する。

（３）組立保険等
　工事目的物、工事用資機材等を組立保険等に付するものとし、保険期間は原則として始期は工事着工のときから、終期は工事完成後１４日までとし、証書の写し１部を監督官に提出すること。
（４）提出図面等
ア　監督官用図面の提出
（ア）原図大２つ折り製本　　（本設計図全葉：　　部）
（イ）Ａ３版縮小２つ折り製本（本設計図全葉：　　部）
（ウ）白表紙製本　　（本設計図全葉：　　部）
（エ）スキャンデータ　　（本設計図全葉：ＣＤ－Ｒ　　枚相当）
イ　工事監理業務用図面の提出（○適用する。○適用しない。）
　工事監理業務がある場合は、Ａ３版縮小２つ折り製本を１部追加する。
ウ　標準仕様書及び改修標準仕様書の第１編　第１章　第２節　１．２．４工事の記録等（4）の工事写真撮影要領は、「工事写真撮影ガイドブック電気設備工事編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」及び「工事写真撮

影ガイドブック　機械設備工事編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」を参考とすること。

（５）完成図等

ア　工事完成時には下記の書類を速やかに提出すること。ただし、同一建物に関して工事が分割発注された場合は、監督官の指示による。

（ア）財 産 図：ケミカル和紙又は同等品のＡ４折り　・・・　部
白焼図のＡ４折り　・・・　部

（イ）完成図書：完成図、機器製作図、取扱説明書、保全に関する資料等をファイリングしたもの　・・・　部
完成図はＣＡＤ（Ｊｗ＿ＣＡＤと互換性のあるもの。）又はＰＤＦで作成し、データをＣＤ－Ｒ等にて提出すること。

（ウ）完成写真：カラー（サービス判）とし、撮影箇所は監督官の指示による。（原版又は元データを含む。）　・・・　部

（エ）関係官公署の許可証、検査合格証　・・・　部

（オ）各機器の試験成績書　・・・　部

（カ）各装置の運転要領書及び試運転報告書　・・・　部

（キ）予備品、保守点検に必要な工具（標準仕様書の当該事項による。）　・・・１式

イ　電子納品

（ア）電子納品とは、図面及び報告書等各種資料を電子的手段によって作成し、電子データの最終成果を、電子媒体に格納する納品をいう。

なお、ここでいう電子データとは、防衛施設建設工事に係る電子納品手引書（防整施第１７５４７号。２７．１０．１）（以下「電子納品手引書」という。）に基づき作成されたものを示す。

（イ）電子成果品

①　成果品は、電子納品手引書に基づいて作成した電子データを、電子媒体（ＣＤ－Ｒ、ＤＶＤ－ＲまたはＢＤ－Ｒ）で正副２部提出するものとする。また、電子納品手引書で特に記載のない項目については、監督官と協議の上、決定するものとする。

②　成果品提出の際には、防衛省が公表している「電子納品物作成支援ツール」によるチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で提出すること。

ウ　保全に関する資料の説明等

（ア）受注者は、保全に関する資料の内容について監督官に説明を行うとともに、監督官の指示の下、施設の管理者に説明を行わなければならない。

（イ）受注者は、工事完成後、速やかに監督官等の立会いの下、次の事項に関して施設の管理者に対し、建築物等の利用に関する説明及び機器取扱い説明を行わなければならない。

①　系統図、フローシート等による装置の説明及び機器類の取扱い説明

②　当該建築物における装置、機器及びシステム等の設定条件、特徴等の説明

③　天井内、床下、壁中、地中等隠ぺい部分の主要箇所の施工状況及び特に保守上注意する要点の説明

④　装置・機器等の動作、運転順序、警報、故障表示、復帰方法、運転中の機器等の温度、振動、騒音等の説明及び運転指導

⑤　潤滑油等の注油間隔、消耗品の種類、法規関係等保守管理上必要な事項の説明

⑥　主要機器の製造者、住所及び連絡先並びに非常時の連絡体制等一覧表の提出及び説明

⑦　フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）フロン類の破壊に関する運用の手引き（第８版）を参考に、フロン類を使用した第一種特定製品に係る設置場所や初期充填量等の必要事項を記述した機器リストの提出及び説明を行わなければならない。

（ウ）保全に関する資料の作成は、「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き」（国土交通省大臣官房官庁営繕部制定）を参考に作成する。

（６）共通費等実態調査表の作成

ア　営繕工事に係る共通費実態調査

共通費実態調査とは、受注者による営繕工事の実施状況を費用の面から把握することにより、発注者における工事費積算のより一層の適正化を図ることを目的とした共通費モニタリング調査である。

なお、調査を実施する場合は、契約後に監督官から調査票を配布する。

イ　通信工事に係る共通費実態調査（○適用する。○適用しない。）

本工事が通信工事又は通信工事を含む工事である場合は、通信工事の実施状況を費用の面から把握し、発注者における工事費積算に適切に反映することを目的とした、共通費等実態調査の対象工事となるため、受注者は、調査表を作成し、工事完成後速やかに監督官へ提出すること。

なお、調査を実施する場合は、契約後に監督官から調査票を配付する。

（７）公共事業労務費調査

当該工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次に掲げる各事項の協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

ア　調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。

イ　調査票等を提出した事業所を、発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。

ウ　正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行なわなければならない。

エ　対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が、③と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

（８）危険物に係る申請

申請手数料（消費税非課税）として、以下の金額を見込むものとする。

・完成検査申請手数料　〇〇〇〇円

12　その他工事条件

（１）住宅瑕疵担保履行法（〇適用する。【対象建物　　】〇適用しない。）

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成１９年法律第６６号）に基づき必要な資力確保措置のための費用については、建築工事の負担とし、保険に加入する場合は、連名で加入するものとする。

（〇　同時期に発注される建築工事から一時的に保険の手続事務の幹事を引き継ぐ場合がある。）

（２）低入札価格調査対象工事

ア　施工体制台帳の提出及びその内容のヒアリング

（ア）予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号。以下「予決令」という。）第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は、担当課長の求めに応じて、施工体制台帳を提出しなければならない。

（イ）（ア）の書類の提出に際して、その内容のヒアリングを担当課長から求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。

イ　施工計画書の内容のヒアリング

予決令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、標準仕様書に基づく施工計画書の提出に際して、その内容のヒアリングを担当課長から求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。

（３）詳細図等作成（〇適用する。〇適用しない。）

施工に必要な詳細図及び数量調書（以下「詳細図等」という。）の作成、詳細図等の作成に必要な最小限の測量、土質調査等（以下「調査」という。）は、「詳細図等作成特記仕様書」及び「詳細図等作成共通仕様書」により実施する。

（４）標準図等活用発注（Ｂ－３方式）（〇適用する。〇適用しない。）

本工事は、工事の発注に必要な施設の概要を記述した図面を活用し、類似工事等の実績数量、又は簡略計算により算出した数量表にて発注しており、別途発注の設計業務の成果品を基に協議を行い、建設工事請負契約書第２０条による変更を行った後に着手する。

【別途発注の設計業務】名　　称：〇〇（〇）〇〇設計

履行期限：令和〇年〇月〇日

（５）工事の一時中止時における対応

ア　工事の一時中止については建設工事請負契約書第２１条に明記されているところであるが、詳細な手続や増加費用における具体的な考え方については、「建設工事の一時中止に係る事務処理要領について（防整技第１４６００号。令和３年８月２６日）」（以下「事務処理要領」という。）によることとする。

イ　受注者は、建設工事請負契約書第２１条第３項に基づく必要な費用を請求

する場合は、事務処理要領に規定されている工事一時中止に伴う増加費用の見積書及び見積書の根拠資料を発注者へ提出することとする。

（６）工事現場の迅速対応指針

ア　本工事は「建設工事現場の問題発生に対する迅速な対応」を実施する。

「建設工事現場の問題発生に対する迅速な対応」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合については、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

イ　問題が発生した場合は速やかに文書又は情報共有システムワークフロー機能にて監督官へ報告すること。

ウ　受注者は計画工程を作成すること。作成に当たっては関連工事や本工事の進捗状況等を把握できる内容とし、事前に監督官と協議を行うこと。

エ　受注者は工事施工中において、計画工程と実施工程を照査し、差異が生じた場合は速やかに文書又は情報共有システムワークフロー機能にて監督官へ報告すること。

（７）工事連絡会議の設置（○適用する。○適用しない。）

ア　本工事は、施工段階で発生が予測される様々な課題、施工に係る新たな技術提案等に対処するため、発注者、受注者及び本工事に係るコンサルタントが（工事着手前及び必要に応じ）一堂に会して情報共有や意見交換等を行い、処置方法を決定することにより、工事の適正かつ円滑な実施の確保と品質確保の促進等に資することを目的とした「工事連絡会議」（以下「会議」という。）の設置対象工事である。

イ　会議は、受注者が発注者に対して施工計画書を提出する前に開催することから、現地確認等の完了後、速やかに連絡及び確認事項等の整理を行うとともに、受注者は発注者に対して会議の開催要請を行うものとする。また、工事施工中に問題等が発生した場合にも発注者と協議の上、開催することができる。

ウ　受注者として会議に出席する者は、現場代理人及び監理技術者（又は主任技術者）を標準とする。

エ　設計業務受注者の参加（○適用する。○適用しない。）

会議においては、工事の規模・難易度等を考慮し、より詳細な設計内容・条件等を連絡する必要があることから、対象となる工事の設計業務受注者を参加させるものとし、当該設計業務受注者が会議に参加するための費用（管理技術者１人/回/○回、担当技術者（○○担当１人/回/○回、○○担当１人/回/○回））については、本工事に見込むものとし、後日精算するものとする。

オ　会議の開催場所は○○防衛局又は○○工事監督官事務所とする。

（８）総価契約単価合意方式の試行（○適用する。○適用しない。）

本工事は、工事請負契約における受発注者間の双務性の向上の観点から、請負代金額の変更があった場合の金額の算定や部分払金額の算定を行うための単

価等を前もって協議して合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化を図ることを目的として実施する総価契約単価合意方式の試行対象工事である。

（９）契約後ＶＥ方式の試行（○適用する。○適用しない。）

ア　定義

「ＶＥ提案」とは、契約書第 20 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

イ　ＶＥ提案の意義及び範囲

（ア）受注者がＶＥ提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

（イ）以下の提案は、ＶＥ提案の範囲に含めないものとする。

①　施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

②　契約書第 19 条に基づき条件変更が確認された後の提案。

③　入札時に競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案。

ウ　ＶＥ提案書の提出

（ア）受注者は、前項のＶＥ提案を行う場合は、次に掲げる事項をＶＥ提案書（監督官が指示する書式）に記載し、発注者に提出しなければならない。

①　設計図書に定める内容とＶＥ提案の内容の対比及び提案理由

②　ＶＥ提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)

③　ＶＥ提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

④　発注者が別途発注する関連工事との関係

⑤　工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項

⑥　その他ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項

（イ）発注者は、提出されたＶＥ提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

（ウ）受注者は、前項のＶＥ提案を契約の締結日より、当該ＶＥ提案に係る部分の施工に着手する○○日前までに、発注者に提出できるものとする。

（注）○○の部分には原則として「３５」と記入する

（エ）ＶＥ提案の提出費用は、受注者の負担とする。

エ　ＶＥ提案の審査

ＶＥ提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性等を評価する。

オ　ＶＥ提案の採否等

（ア）発注者は、ＶＥ提案の採否について、ＶＥ提案の受領後○○日以内に

書面により受注者に通知しなければならない。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

（注）○○の部分には原則として「１４」と記入する。

（イ）提出されたＶＥ提案が適正と認められなかった場合の前項の通知は、その理由を付して行うものとする。

（ウ）発注者は、ＶＥ提案による設計図書の変更を行う場合は、契約書第20条の２の規定に基づくものとする。

（エ）発注者は、ＶＥ提案による設計図書の変更を行う場合は、契約書の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

（オ）前項の変更を行う場合においては、ＶＥ提案により請負金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「ＶＥ管理費」という）を削減しないものとする。

（カ）ＶＥ提案が適正と認められた後、契約書第19条の条件変更が生じた場合において、発注者がＶＥ提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

（キ）発注者は、契約書第19条の条件変更が生じた場合には、契約書第25条第１項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。ＶＥ提案を採用した後、契約書第19条の条件変更が生じた場合の前記（オ）のＶＥ管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない事由（不可抗力や予測することが不可能な事由等）により、工事の続行が不可能、または著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

カ　ＶＥ提案の保護

ＶＥ提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

キ　責任の所在

発注者がＶＥ提案を適正と認めることにより、設計図書の変更を行った場合においても、ＶＥ提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

(10) 見積を活用する積算方式（見積活用方式）の試行

（○適用する。○適用しない。）

本工事は見積活用方式の試行工事であり、実績価格調査の対象工事とする。

なお、本調査に際しては、別途監督官が指示する調査要領等に基づき、実績価格調査表の作成を行い、工事完成までに監督官に提出するものとする。

(11) 週休２日制工事（現場閉所型）の試行（○適用する。○適用しない。）

ア　本工事は、建設工事における週休２日制工事（現場閉所型）の試行対象工事（発注者指定型）である。

イ　週休２日の考え方

（ア）週休２日とは、現場施工期間において、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められることをいう。

（イ）現場施工期間には、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そ

のうち、年末年始６日間及び夏季休暇３日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

（ウ）４週８休以上とは、現場施工期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、２８．５％（８日／２８日）以上の水準に達する状態をいう

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（エ）現場閉所日とは、巡回パトロール及び保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、１日を通して現場及び現場事務所が閉所された日をいう。

ウ　現場閉所実績報告書

受注者は、毎月末までに現場閉所実績報告書を作成し、翌月１０日までに監督官へ提出するものとする。ただし、工事完成月については、監督官が指定する日までに現場閉所実績報告書を提出するものとする。

エ　総合工事工程表の作成

受注者は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、総合工事工程表を作成する。

総合工事工程表を作成するに当たっては、当該工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等のほか、建設工事に従事する者の週休２日の確保等、下記の条件を適切に考慮する。

（ア）建設工事に従事する者の休日（週休２日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）の確保

（イ）建設業者が施工に先立って行う労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務所の設置等の「施工準備期間」

（ウ）施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の「後片付け期間」

（エ）降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数

オ　工事工程の共有

（ア）試行工事において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスを共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にするものとする。

（イ）円滑な協議を行うため、施工当初において工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するのか）について、受発注者で共有するものとする。

（ウ）工事工程の共有に当たっては、必要に応じて下請け業者（専門工事業者等の技術者等）を含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮するものとする。

（エ）工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有すること。また、工程の変更理由が受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うものとする。

カ　現場閉所の達成状況及び精査

現場閉所率が２８．５％に満たない場合は、補正した労務費（公共工事設計労務単価、電気通信技術者、電気通信技術員及び機械設備据付工）及び市場単価等を、請負代金額の変更により減額を行うものとする。

(12) 週休２日制工事（現場非閉所型・交替制）の試行

（○適用する。○適用しない。）

ア　本工事は、現場代理人、技術者及び技能労働者が交替しながら、各人が週休２日を確保する「週休２日制工事（現場非閉所型・交替制）」の試行対象工事（発注者指定型）である。

イ　週休２日の考え方

（ア）週休２日とは、現場施工期間において、現場代理人、技術者及び技能労働者（以下、「現場代理人等」という。）が交代しながら各人が４週８休以上の休日確保を行ったと認められることをいう。

（イ）現場施工期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始６日間及び夏季休暇３日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

（ウ）４週８休以上とは、現場施工期間内に１週間以上現場に従事した現場代理人等の各人における休日日数の割合（以下「休日率」という。）が、２８．５％（８日／２８日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日日数に含めるものとする。

（エ）休日の確認対象は、施工体制台帳に記載された建設会社等のすべての技術者等とし、休日取得状況を確認するものとする。

ウ　休日取得実績報告書

受注者は、毎月末までに休日取得実績報告書を作成し、翌月１０日までに監督官に提出するものとする。ただし、工事完成月については、監督官が指定する日までに休日取得実績報告書を提出するものとする。

エ　休日率の達成状況及び精査

工事完成時において、各人の休日率が２８．５％に満たない場合は、補正した労務費（公共工事設計労務単価、電気通信技術者、電気通信技術員及び機械設備据付工）及び市場単価等を、請負代金額の変更により減額を行うものとする。

(13) 情報共有システム（○適用する。○適用しない。）

ア　本工事は、情報共有システムの対象工事とする。

利用期間は、現場説明書に示す工事着手の月から工期末の月までとする。

イ　実施方法は、情報共有システムの実施要領について（防整技第 20119 号。

令和２ 年 12 月 18 日）によるものとする。

ウ　やむを得ない事由により利用期間が異なる場合は、監督官と協議の上、適切に変更契約するものとする。

(14) 建設工事における遠隔臨場の試行（○適用する。○適用しない。）

本工事は、建設現場における遠隔臨場の試行対象工事である

ア　本工事は、受注者における「施工確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や監督官等における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して「施工確認」「材料確認」、「立会」及び「技術検査（中間技術検査）」の遠隔臨場を行うものである。

なお、本工事における遠隔臨場の試行については、動画撮影用のカメラを用いたWeb 会議システム等を利用することを基本とする。

イ　実施内容

（ア）施工計画書の作成・確認

受注者は、遠隔臨場の実施に際し、次の内容からなる実施計画書を作成し、監督官等の確認を受ける。

①　適用種別（工種・実施範囲）

②　使用機器と仕様

a　動画撮影用のカメラ等の機器と仕様

≪機器≫

・受注者：一般的なスマートフォンやタブレット等のモバイル端末を使用

・監督官等：パソコン又はタブレット等の端末を使用

≪仕様≫

「３ 遠隔臨場で使用する動画撮影用のカメラ、通信回線等の仕様」を満たしていること

b　撮影した映像と音声を配信するためのシステムと仕様

≪システム≫

セキュリティ対策等の安全性が確認できるWeb 会議システムを使用

≪仕様≫

「３ 遠隔臨場で使用する動画撮影用のカメラ、通信回線等の仕様」を満たしていること

c　実施方法

施工確認、材料確認、立会及び中間技術検査の実施方法

（イ）事前準備

受注者は、遠隔臨場の実施に先立ち、実施時間、実施箇所（場所）、必要とする資料等について、監督官等に確認を行う。

①　資機材、通信等の確認

受注者は、遠隔臨場を円滑に実施するため、事前に監督官等と双方向通信の状況の確認を行うこととし、必要な資機材、労務等を提供する。

② 現場の確認

受注者は、遠隔臨場の実施に先立ち、施工エリア外の施設など関係のない情報の送信を防ぐため、撮影に係る事前の部隊等への確認及び撮影方向の決定を行う。また、受注者は、確認箇所や撮影方向等の決定した内容を監督官等に伝え、監督官等は把握したことを受注者に伝える。

（ウ）実施

① 受注者は、動画撮影用のカメラにより撮影した映像や音声を監督官等へ同時配信し、監督官等との双方向の通信を通じて現場の状況を伝える。

なお、現場の状況については、適宜黒板等を用いて、「工事名」「工種」「確認内容」「設計値」「測定値」や「使用材料」等の必要な情報を提供する。

② 監督官等は、受注者から配信された映像と音声の同時配信と双方向の通信により監督業務を実施するものとして、監督官等が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、現場臨場に代えることが出来るものとする。

なお、高所作業等で使用するなど遠隔臨場により危険を伴う場合には、監督官又は受注者等にその旨を伝え、通常通りの施工確認等を実施する。

③ 監督官及び受注者等は、映像と音声を双方向の通信をするのみであり、録画は行わず、必要に応じて、写真や打合せ簿等を用いて確認することとする。

④ 監督官等は、遠隔臨場により十分な情報を得られなかったと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、通常通りの施工確認等を実施する。

ウ 遠隔臨場で使用する動画撮影用のカメラ、通信回線等の仕様

（ア）動画撮影用のカメラ

遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ等の資機材は受注者がすべて準備するものとする。

（イ）映像と音声の撮影に関する仕様

本試行に用いる動画撮影用のカメラの機器による映像と音声に関する仕様を下表に示す。

項　目	仕　様	備　考
映　像	・画素数：640×480 以上	カラー
	・フレームレート：15fps 以上	
音　声	マイク：モノラル(1 チャンネル)以上	
	スピーカー：モノラル(1 チャンネル)以上	

（ウ）Web 会議システムに関する仕様

Web 会議システム等に関する仕様を下表に示す。なお、Web 会議システムは通信回線速度により自動的に画質等を調整するため、通信回線速度を優先し、転送レート（VBR）は参考とする。

項　目	仕　様	備　考

通信回線速度	下り最大 50Mbps、上り最大 5Mbps 以上	
映像・音声	転送レート(VBR)：平均 1Mbps 以上	

エ　遠隔臨場に係る機器類等及びリース期間

本試行で使用する機器類及びリース期間については、以下を標準とし、費用については、本工事に見込むものとする。

（ア）機器類等

・撮影機器（スマートフォン又はタブレット等のモバイル端末）〇台、モニター機器（パソコン等）〇台の賃料

・通信費（モバイルルーター等）〇台

・その他（ライセンス料、使用料等）

（イ）リース期間

令和〇年〇月〇日 ～ 令和〇年〇月〇日

オ　アンケートの実施

本試行工事を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督官の指示による。

カ　留意事項等

遠隔臨場の実施に際しては、以下に留意する。

（ア）受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して、撮影の目的、用途等を説明し、承諾を得ること。

（イ）監督官及び受注者等は、動画撮影用のカメラを作業員に装着等させて長時間撮影する場合、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる場合があるため留意すること。

（ウ）動画撮影用のカメラの使用は意識が対象物に集中し、足元への注意が薄れ事故につながる場合があるため撮影しながらの移動には十分に留意すること。

（エ）受注者は、施工現場エリア外の駐屯地等の施設等が映り込まないよう留意すること。また、受注者は、公的でない建物の内部等見られることが予定されていない場所や人物が映り込まないよう留意すること。

（オ）動画撮影用のカメラ等の使用は、「施工確認」等だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受発注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

（カ）遠隔臨場を行うパソコンについては、情報の流出防止について万全を期すために、最新のウィルス対策ソフトをインストールしているものやファイル交換ソフトをインストールしていないものを使用する。

（キ）本特記によりがたい場合は、適宜受発注者間で協議すること。

(15) サイバー攻撃等発生時の速報要領

受注者は、工事に係る電子データの作成、管理等について、サイバー攻撃等により、建設工事等の電子データの情報搾取、情報漏洩、データ破壊、システム障害等があった場合又は予見される場合は速やかに監督官に報告を行い、必要な対処を行うものとする。

(16) 無人航空機の使用に伴い取り扱う情報の流出防止について

ア　受注者は、無人航空機の使用に伴い取り扱う情報の流出防止の観点から、インターネットへの接続については、ソフトウェアアップデート等に必要な最小限度とし、飛行中は接続しないものとする。

イ　受注者は、インターネットに接続する場合も、データが流出しないよう、撮影動画等のクラウドへの保存機能を停止する、機体内部や外部電磁的記録媒体に保存されている飛行記録データや撮影動画等を飛行終了後確実に消去するなどの処置を講じるものとする。

(17) 快適トイレ

ア　この仕様書は、工事現場に男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下、「快適トイレ」という。）を設置する場合に適用する。

なお、現場事務所等の屋内に設けるトイレには適用しない。

快適トイレを、指定仮設として男女別１基ずつ、○カ月間、設置するものとする。

※２つ以上の駐屯地・基地などの複数の工事現場がある場合

快適トイレを、指定仮設として男女別１基ずつ、次のとおり設置するものとする

【○○駐屯地】○○カ月間

【○○基地】○○カ月間

イ　工事現場に設置する快適トイレについては（ア）に示す機能を満たし、（イ）に示す付属品及び（ウ）に示す仕様等を備えるものでなければならない。

（ア）快適トイレに求める機能

①　洋式便器

②　水洗又は簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）

③　臭い逆流防止機能

④　容易に開かない施錠機能

⑤　照明設備

⑥　衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重５kg以上とする）

（イ）付属品として備えるもの

⑦　現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

⑧　入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）

⑨　サニタリーボックス（女性用トイレに設置）

⑩　鏡と手洗い器

⑪　便座除菌クリーナー等の衛生用品

（ウ）推奨する仕様及び付属品

⑫　便房内寸法９００ｍｍ以上×９００ｍｍ以上（半畳程度以上）

⑬　擬音装置又は擬音機能

⑭　着替え台

⑮　臭気対策機能の多重化（簡易水洗の場合のみ）

⑯　室内温度の調整が可能な設備

⑰　小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

ウ　受注者は、契約後速やかに、工事現場へ設置する快適トイレが前項（ア）に示す機能を満たし、前項（イ）に示す付属品及び前項（ウ）に示す仕様、付属品を備えるものであることを示す書類を提出しなければならない。

エ　快適トイレを設置する際は、可能な限り以下の（ア）　～　（カ）　に配慮するものとする。

（ア）全般

女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞くこととする。

（イ）設置位置

女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。

（ウ）道線の配慮

男性トイレと女性トイレは入口を分ける等、動線に配慮する。

（エ）ドアの向き

女性トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする。

（オ）照明

窓の大きさに応じて、中に入る人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする。

（カ）室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする。

オ　受注者は、設置直後及び施工中において使用する快適トイレの写真撮影を行い、工事完成時に工事完成図書に含めて監督官に提出しなければならない。

カ　快適トイレ（イ項（ア）、（イ）及び（ウ）を全て備えたもの）に要する費用を、共通仮設費（仮設建物費）に積み上げ計上している。

キ　快適トイレの費用は、原則として工事現場ごとに男女別で各１基ずつとするが、工事の人員等を踏まえ協議できるものとする。

ク　男女別の入口が確保できれば、ハウス型などの男女別一体型トイレを使用しても良い。

ケ　運搬、設置、維持及び撤去費用は共通仮設費の率分に含まれているものとする。

コ　イ項（ウ）に示す仕様、付属品を１項目でも付加しない場合は、減額の設計変更を行うものとする。

サ　快適トイレが設置されなかった場合は、減額の設計変更を行うものとする。

13　寄託品の取扱い（○適用する。○適用しない。）

寄託品（自衛隊等の物品管理官が管理する機械機器）は、次のとおりとし、契約書第１６条により引渡しを受けること。

品　名	数量	品質	引渡し場所	引渡し時期

（１）寄託期間は、令和　年　月　日から令和　年　月　日まで
（２）寄託期間中は寄託品（撤去後不要となるものを除く。）には保険を付すること。

14　熱中症対策（○適用する。○適用しない。）
熱中症対策に係る費用の計上について、次の熱中症対策を実施する場合は受発注者間で必要な設置期間等を協議のうえ設計変更を行うものとする。ただし、入札時に提示した技術提案で採用した場合については、その費用は受注者負担とする。
・遮光ネット（足場に設置するものに限る）
・ドライミスト
・暑さ指数（ＷＢＧＴ値）の計測装置

第６　環境保全等
１　排出ガス対策型建設機械の取扱い
本工事において、下表に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械とは、「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目的で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械をいう。ただし、これにより難い場合は監督官と協議するものとする。

機　種	備　考
・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルトーザ ・発動発電機（可搬式、溶接兼用機含む。） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの） ・ローラー類（ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ） ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（出力７．５kW～２６０kW）を搭載した建設機械に限る。

２　低騒音型・低振動型建設機械の取扱い
本工事の施工に当たっては、工事現場周辺における騒音・振動等の建設公害を出来るだけ防止する必要があることから、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成９年建設省告示第１５３６号）に基づく低騒音型・低振動型建設機械として指定された建設機械を使用するものとする。ただし、これにより難い場合は監督官と協議するものとする。

３　化学物質を発散する建築材料等

本工事の建物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の（１）から（３）までを満たすものとする。

（１）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及びこれらの建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等、保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒドを発散しないもの※1又は発散が極めて少ないもの※2とする。

（２）接着剤はフタル酸ジーｎ－ブチル及びフタル酸ジー２－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないもの又は発散が極めて少ないものとする。

（３）塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないもの又は発散が極めて少ないものとする。

※1　ホルムアルデヒドを発散しないものとは、ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆☆表示材料をいう。

※2　ホルムアルデヒドの発散が極めて少ないものとは、ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆表示建築材料又は同等品（国土交通大臣の認定を受けた材料等）をいい、原則としてＦ☆☆☆☆表示建築材料を使用するものとするが、該当する材料等がない場合は、Ｆ☆☆☆表示建築材料又は同等品（国土交通大臣の認定を受けた材料等）を使用するものとする。

４　石綿含有調査

受注者は、工事着手に先立って、関係法令に基づき、石綿仕様の有無について、事前調査を行い、調査の結果等を書面で説明及び報告をすること。

その他細部については、建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和３年３月厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課　環境省水・大気環境局大気環境課）を参照し実施する。

なお、書面及び目視による調査の結果、石綿の使用の有無が不明な場合は、分析調査実施前に監督官と協議すること。

（１）書面検査に必要な情報は官側から提供するものとし、貸与する資料は、以下のとおり。

○　財産図
○　完成図書
○　過去の石綿含有分析の結果
○　その他（　　）

（２）分析調査の分析方法及び箇所数は以下のとおり。なお、試料採取箇所は図示による。

○　定性分析　保温材・断熱材等　○○箇所
○　定性分析　ガスケット　　○○箇所

第７　産業廃棄物の処理等

１　産業廃棄物の処理（○適用する。○適用しない。）

受注者は、本工事により発生する産業廃棄物を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）に基づいて適正に処分する。

本工事の施工により発生する産業廃棄物の処分は、以下のとおり見込んでいる。

なお、現場から受け入れ場所までの運搬距離、受け入れ費用及び発生概数量については監督官と協議の上、精算するものとする。

（１）産業廃棄物の処理（○適用する。○適用しない。）

項　　目	廃油 ・防水アスファルト ・揮発油類 ・灯油及び軽油類除く	廃プラスチック類 ・廃合成樹脂建材 ・廃発泡スチロール等梱包材 ・廃タイヤ、 ・ポリスチレンフォーム保温材	ガラス屑及び陶磁器屑 ・ガラス屑 ・タイル衛生陶器屑 ・耐火レンガ屑 ・グラスウール保温材	建設廃材 ・コンクリート破片 ・アスファルト ・レンガ破片、電柱 ・ロックウール保温材
運搬距離	ｋｍ	ｋｍ	ｋｍ	ｋｍ
受入れ時間帯				
受入れ費用	円/m^3	円/m^3	円/m^3	円/m^3
発生概数量	m^3	m^3	m^3	m^3
仮置き等の条件				
(マニフェスト)	監督官に提出	監督官に提出	監督官に提出	監督官に提出

（注）本工事契約後、明らかになったやむを得ない事情により、上記によりがたい場合は、監督官と協議する。

（２）特別管理産業廃棄物の処分（○適用する　○適用しない）

項　　目	廃石綿等 (飛散性アスベスト廃棄物)	ＣＣＡ処理木材 (クロム、銅、ヒ素化合物系木材防腐剤)	低濃度ＰＣＢ (ポリ塩化ビフェニル)
運搬距離	ｋｍ	ｋｍ	ｋｍ
受入れ時間帯			
受入れ費用	円/m^3	円/m^3	円/m^3
発生概数量	m^3	m^3	m^3
仮置き等の条件			
(マニフェスト)	監督官に提出	監督官に提出	監督官に提出

（３）アスベスト撤去

撤去作業員は保護服、防塵メガネ、防塵マスク、ゴム手袋等を着用し作業に当たる。

作業周囲には防塵シート等を張り、アスベスト粉塵の飛散防止を図る。

その他細部については以下を参照し実施する。

ア　既存建築物の吹付アスベスト粉塵飛散防止処理技術指針・同解説２０

１８（国土交通省住宅局建築指導課編集協力）

イ　建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和３年３月厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課　環境省水・大気環境局大気環境課）

ウ　石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第３版）（令和３年３月環境省環境再生・資源循環局）

（４）低濃度ＰＣＢ撤去

低濃度ＰＣＢ（ＰＣＢ使用機器を含む。）があった場合は、飛散、流出等の防止措置を行う等の適正な対処をするとともに監督官と協議する。また、作業を実施するにあたっては、低濃度ＰＣＢ廃棄物収集・運搬ガイドライン（令和元年１２月環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）を参照する。

２　留意事項

（１）発生概数量が現場と設計図書で異なる場合は受注者と協議の上、精算するものとする。

（２）石綿含有吹付け材及び石綿含有保温材等の除去について、発生概数量は発生材の設計数量に加え、消耗品（隔離シートや保護衣など）を含んだ数量とする。

３　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律関連

（１）一般仕様等

受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第４８号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号。以下「建設リサイクル法」という。）、その他関係法令によるほか、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達　平成１４年５月３０日）、建設工事における再生資源の活用について（防整技第７４０５号。２８．４．１）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

（２）指定副産物、建設発生土又は建設汚泥処理土の利用

（○適用する。○適用しない。）

ア　不足盛土は、購入土又は建設汚泥処理土、他工事からの搬入土、図示の場所での採取土（運搬Ｌ＝　ｋｍ）とする。

イ　建設汚泥処理土の利用等に係る各種提出様式、品質基準及び確認方法は、建設工事における再生資源の活用について（防整技第７４０５号。２８．４．１）別紙第２「建設汚泥の活用に関するガイドライン」によるものとする。

ウ　本工事の施工により発生する指定副産物又は建設汚泥の処理は、以下のとおり見込んでいる。

項　　目	コンクリート塊（有筋）	コンクリート塊（無筋）	アスファルト塊	発生木材	建設汚泥
運搬距離	ｋｍ	ｋｍ	ｋｍ	ｋｍ	ｋｍ
受入れ時間帯					
受入れ費用	円/m^3	円/m^3	円/m^3	円/m^3	円/m^3
発生概数量	m^3	m^3	m^3	m^3	m^3
仮置き等の条件					
搬出調書等	監督官に提出	監督官に提出	監督官に提出	監督官に提出	監督官に提出

（３）再生資材の利用（○適用する。○適用しない。）

受注者は、下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

なお、使用に際し、「プラント再生舗装技術指針」等を遵守するものとする。また、やむを得ない事情により購入困難な場合は監督官と協議する。

資　材　名	規　格	備　考
再熱加熱アスファルト混合物	Ａｓ量○○％密粒再生Ｓｍａｘ	使用箇所
再生粒度調整砕石	ＲＭ－３０Ｓｍａｘ	使用箇所
再生クラッシャーラン	Ｒｃ－４０Ｓｍａｘ	使用箇所
再生コンクリート砂	Ｒｓ　　Ｓｍａｘ	使用箇所

（４）特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施

（○適用する。○適用しない。）

ア　受注者は、建設リサイクル法第１２条に基づく計画書及び再資源化等を予定している施設の許可書の写しを提出し、次の説明を行うものとする。

（ア）解体工事においては、解体する建築物等の構造

（イ）新築工事等においては、使用する特定建設資材の種類

（ウ）工事着手の時期及び工程の概要

（エ）分別解体等の計画

（オ）解体する建築物等に用いられた建設資材量の見込み

イ　受注者は、建設リサイクル法第１３条に基づく契約書記載事項を提出し、次の協議を行うものとする。

（ア）分別解体等の方法（下表を参照）

（イ）解体工事に要する費用

（ウ）再資源化等をするための施設の名称及び所在地

（エ）再資源化等に要する費用

ウ　受注者は、建設リサイクル法第１０条第１項に規定する事項を記載した計画書を作成し、監督官に提出するものとする。

なお、監督官に提出する計画書の様式は当該都道府県の定めによるものとするが、定めがない場合は監督官の指示によるものとする。

エ　建設リサイクル法第１１条による通知後に着手するものとする。

オ　受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づき、再資源化等報告書により次の報告を行うものとする。

（ア）特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日

（イ）特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地

（ウ）特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

カ　建築物に係る解体工事の分別解体等の方法

工程ごとの作業内容・解体方法	工　程	作　業　内　容	分別解体等の方法
	建築設備	建築設備の取り壊し ○有　○無	○手作業 ○手作業・機械作業の併用
	内装材等	内装材等の取り壊し ○有　○無	○手作業 ○手作業・機械作業の併用
	屋根ふき材	屋根ふき材の取り壊し ○有　○無	○手作業 ○手作業・機械作業の併用
	外装材・ 上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し ○有　○無	○手作業 ○手作業・機械作業の併用
	基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し ○有　○無	○手作業 ○手作業・機械作業の併用
	その他 （　　）	その他の取り壊し ○有　○無	○手作業 ○手作業・機械作業の併用

キ　建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の分別解体等の方法

工程ごとの作業内容・解体方法	工　程	作　業　内　容	分別解体等の方法
	仮設	仮設工事 ○有　○無	○手作業 ○手作業・機械作業の併用
	土工	土工事 ○有　○無	○手作業 ○手作業・機械作業の併用
	基礎	基礎工事 ○有　○無	○手作業 ○手作業・機械作業の併用
	本体構造	本体構造の工事 ○有　○無	○手作業 ○手作業・機械作業の併用
	本体附属品	本体附属品の工事 ○有　○無	○手作業 ○手作業・機械作業の併用
	その他 （室外機基礎等）	その他の工事 ○有　○無	○手作業 ○手作業・機械作業の併用

（５）変更に係る協議

本工事契約後、明らかになったやむを得ない事情により、上記の条件によりがたい場合は、監督官と協議する。

４　リフラクトリーセラミックファイバーを含有する資機材の取扱い

（○適用する。　○適用しない。）

受注者は、リフラクトリーセラミックファイバー（以下「ＲＣＦ」という。）を含有する資機材を取り扱う場合には、労働安全衛生法施行令（昭和４７年政令第３１８号）、労働安全衛生規則（昭和４７年労働省令第３２号）、特定化学物質障害予防規則（昭和４７年労働省令第３９号）に基づき、以下のとおり、適切に作業を行うものとする。

（１）適用区分

ア　ＲＣＦレベル１

ＲＣＦが飛散する可能性のある資機材を対象とし、非飛散性アスベスト撤去（レベル３）に準拠した作業を行う場合に適用するものとする。ただし、配管及びダクトのフランジ部を外さずに両側を切断し、ＲＣＦを飛散させない場合は、ＲＣＦレベル２を適用するものとする。

イ　ＲＣＦレベル２

ＲＣＦ含有製品の成形状態が保たれ、ＲＣＦが飛散する可能性がないと判断される場合に適用するものとする。

（２）対象資機材

図示による。

また、現地で新たにＲＣＦを含有する疑いがあると思われる資機材が見受けられた場合は、機材の製造番号、製造年月、製品情報を調べてメーカーへ問い合せ、ＲＣＦ含有の有無及び使用部位を確認するものとし、監督官へ報告すること。

【電気通信設備資機材】

ガスタービン発電装置、防火区画処理材、シーリングフィッチング

【機械設備資機材】

水管・炉筒煙管・貫流ボイラー、真空式温水機、煙道・煙突、屋内消火栓箱、防火区画処理材、防火ダンパー、着脱式断熱材（バルブジャケット）、蒸気配管パッキン

（３）作業計画

受注者は、次項の作業要領を基に、現場状況及び作業方法を勘案し、ＲＣＦを含有する資機材の撤去及び解体工事に係る作業計画書を作成し、監督官の承諾を得ること。

（４）作業要領

図示されたＲＣＦを含有する資機材のＲＣＦレベルに相当する作業要領は次に準じて行うものとする。

ア　ＲＣＦレベル１（鉄骨巻付け耐火被覆材撤去作業）

（ア）作業者以外、ボイラー室内に立ち入らないよう立入禁止の表示を出入口に掲示し、関係者へ周知すること。

（イ）呼吸用保護具、保護衣又は作業衣及び手袋を着用し、仕様は次による。

・呼吸用保護具の仕様

防護係数１００以上（粒子捕集効率が９９．９７％以上）電動ファン付

・保護衣又は作業衣及び手袋

作業衣及び手袋は粉じんの付着しにくいもの。保護衣はＪＩＳ　Ｔ８１１５の規格品

（ウ）鉄骨と巻付け耐火被覆材を切り離す際は、固定ピン部に水又は飛散防止用薬液剤を噴霧し湿潤化した上で、番線カッター等により固定ピンを切断し、巻付け耐火被覆材を取り外すこと。

（エ）巻付け耐火被覆材を取り外し後、袋詰するために切断する際は、切断部を水又は飛散防止用薬液剤を噴霧し湿潤化した上で行うものとする。また、換気を行い、人がいない屋外へ排気すること。

（オ）巻付け耐火被覆材を撤去した後の床は、水洗い又はＨＥＰＡ付真空掃除機で清掃すること。

なお、ＨＥＰＡの性能は、粒子捕集効率９９．９７％以上であること。

（カ）撤去作業中に作業環境測定を実施すること。

なお、測定方法は、以下のとおりとする。

・単位作業場所で５箇所以上
・床面上に６ｍ間隔
・床上５０ｃｍ以上１５０ｃｍ以下
・試料空気の採取時間は１０分間以上

（キ）撤去したＲＣＦを含有する廃棄物は、他の廃棄物と分別し、ＲＣＦが飛散しないように十分な強度を有するプラスチック袋又は堅牢な袋に入れ、産業廃棄物としてマニュフェストを使用し、適正に処理すること。

（ク）その他、作業の記録（作業計画書、作業状況写真、環境測定結果）を作成すること。

イ　ＲＣＦレベル１（ボイラー撤去及び解体作業）

（ア）作業者以外、ボイラー室内に立ち入らないよう立入禁止の表示を出入口に掲示し、関係者へ周知すること。

（イ）呼吸用保護具、保護衣又は作業衣及び手袋を着用し、仕様は次による。

・呼吸用保護具の仕様

防護係数１００以上（粒子捕集効率が９９．９７％以上）電動ファン付

・保護衣又は作業衣及び手袋

作業衣及び手袋は粉じんの付着しにくいもの。保護衣はＪＩＳ　Ｔ８１１５の規格品

（ウ）ボイラー本体と切り離す際に煙道のフランジ部へ水又は飛散防止用薬液剤を噴霧し湿潤化すること。また、劣化が著しいと思われる場合は、フランジ部を外さずに両側の切断を検討すること。

（エ）ボイラーを撤去（搬出）した後の床は、水洗い又はＨＥＰＡ付真空掃除機で清掃すること。

なお、ＨＥＰＡの性能は、粒子捕集効率９９．９７％以上であること。

（オ）撤去後、周囲に人がいない屋外（発生材置場等）へ解体対象物を搬出し、解体を行うものとする。やむを得ず屋内で解体を行う場合は換気を行い、人がいない屋外へ排気すること。

（カ）解体する際は、耐火レンガ等、ＲＣＦ含有部位に水又はアスベスト用薬

液剤を噴霧し湿潤化した上で、ＲＣＦを極力飛散させないよう周囲を慎重に取り壊しながら撤去すること。また、ボイラー内部で作業する際は、送風機で局所排気すること。

（キ）解体作業中に作業環境測定を実施すること。

なお、測定方法は、以下のとおりとする。

・単位作業場所で５箇所以上

・床面上に６ｍ間隔

・床上５０ｃｍ上１５０ｃｍ以下

・試料空気の採取時間は１０分間以上

（ク）撤去したＲＣＦを含有する廃棄物は、他の廃棄物と分別し、ＲＣＦが飛散しないように十分な強度を有するプラスチック袋又は堅牢な袋に入れ、産業廃棄物としてマニュフェストを使用し、適正に処理すること。

（ケ）その他、作業の記録（作業計画書、作業状況写真、環境測定結果）を作成すること。

ウ　ＲＣＦレベル２（配管パッキン撤去作業）

（ア）作業者以外、ボイラー室内に立ち入らないよう立入禁止の表示を出入口に掲示し、関係者へ周知すること。

（イ）防じんマスク、保護衣又は作業衣及び手袋を着用し、防じんマスクの仕様は次による。

・防じんマスクの仕様

半面形取替え式

粒子捕集効率９５．０％以上

ＲＬ２／ＲＳ２国家検定合格品

（ウ）配管フランジ部へ水又は飛散防止用薬液剤を噴霧し、湿潤化すること。また、固着し劣化が疑われ飛散すると考えられる場合は、フランジ部を外さずに両側を切断すること。

なお、撤去したパッキンは再使用してはならない。

（エ）配管パッキンを撤去（搬出）した後の床は清掃すること。

（オ）撤去したＲＣＦを含有する廃棄物は、他の廃棄物と分別し、ＲＣＦが飛散しないように、十分な強度を有するプラスチック袋又は堅牢な袋に入れ、産業廃棄物としてマニュフェストを使用し、適正に処理すること。

（カ）その他、作業の記録（作業計画書、作業状況写真）を作成すること。

（５）設計変更

図示されたＲＣＦを含有する資機材の変更又は現場条件若しくは作業方法の変更により、上記（４）の作業要領により難い場合は、作業方法の変更について監督官と調整するものとし、作業の記録等を踏まえ、後日、精算するものとする。

５　発生材の処理

受注者は、工事の施工により生じた発生材のうち、発注者に引渡しを要するもの（図示による。）については、指定の場所に種別ごとに整理の上、発生材報告

書（　）部及び発生材置場の状況写真を添えて監督官に提出する。
　なお、引渡しを要する発生材は、（○金属類　○ＰＣＢ含有物　○　　）とする。

第８　工事仕様

１　共通工事仕様

（１）機器及び材料

ア　環境物品等の適用

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）に基づき決定された「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」において、「公共工事」に規定される資材、建設機械、工法等を用いる場合は、当該規定で定められた「判断の基準」を満足すること。ただし、災害等による影響や地域性等により再生材などで適用しがたい場合において、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りではない。

（参照）「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」
（http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html）

イ　主要機材

（ア）本工事に使用する資機材は本設計図書に適合するものとし、再使用品及び再生資材を利用することとしたものを除きすべて新品とする。

（イ）図面に記載されている資機材の製造者及び型式（型番）は参考のものであり、製造者等を特定しているものではない。

（２）耐震・耐風圧施工

ア　耐震措置の施工方法

建築設備耐震設計・施工指針（２０１４年版）（独立行政法人建築研究所監修）による。

イ　設備機器の固定

設備機器の固定に当たっては、地震力及び風圧力により生じる応力に対して人命の安全及び機能の確保が図れているものとし、局部震度法による設計用標準水平震度（Ｋｓ）は、官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説の４．４．２の１に、風圧力に対する安全性の確保の水準（以下「耐風安全性の水準」という。）は、官庁施設の基本的性能基準（国営整第１９７号、国営設第１３４号　平成２５年３月２９日）第３編第３章３－１－５　１）の技術的事項によるものとし、適用は図示による。

なお、設計用標準水平震度（Ｋｓ）及び耐風安全性の水準は次の各表による。ただし、関係法令等により設計用水平震度が定められている機器類は当該水平震度による。

局部震度法による建築設備機器（水槽類を除く。）の設計用標準水平震度（Ks）

設置場所	耐震安全性の分類			
	特定の施設（Ⅰ・Ⅱ）		一般の施設（Ⅲ）	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器

上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)
中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)
１階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)

（注）（　）内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。

局部震度法による水槽類の設計用標準水平震度（Ks）

設置場所	耐震安全性の分類			
	特定の施設		一般の施設	
	重要水槽	一般水槽	重要水槽	一般水槽
上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6
１階及び地下階	1.5	1.0	1.0	0.6

耐風安全性の水準

	耐風安全性の分類			
	特定の施設			一般の施設 Ⅲ
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ・Ⅱ	
	重要機器	重要機器	一般機器	
風圧力に対する安全性	建築基準法施行令第８７条に規定される風圧力の 1.3 倍の風圧力	建築基準法施行令第８７条に規定される風圧力の 1.15 倍の風圧力	建築基準法施行令第８７条に規定される風圧力	建築基準法施行令第８７条に規定される風圧力
基準風速※1				
地表面粗度区分※2				

（注）１　※1、※2　建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第８７条第２項及びＥの数値を算出する方法並びに Vo 及び風力係数の数値を定める件（平成１２年建設省告示第１４５４号）による。

２　米軍施設における風圧力に対する安全性の確保に当たっては、建築基準法施行令第８７条に規定される風圧力による。

ウ　その他

（ア）オイルサービスタンクは、重要水槽として扱う。

（イ）アンカーボルト及び機器等の基礎（設備機器に係る別途建築工事で施工する基礎を含む。）は、メーカー選定後耐震設計を行い監督官の確認を得て施工すること。

（ウ）米軍施設の耐震措置における局部震度法による設計用標準震度は、建築設備耐震設計・施工指針（２０１４年版）の表１．１－１、耐震クラスＢに準ずる。

（エ）屋外（屋上を除く。）に設置する機器及び水槽の設計用標準水平震度は、

一般施設の一般機器（１階及び地下階）及び一般水槽（１階及び地下階）に準ずるものとし、米軍施設は耐震クラスＢ（地階及び１階）に準ずる。

ただし、危険物等関係法令の適用を受ける機器等は、適用法令による。

（３）化学物質の濃度測定（○適用する。○適用しない。）

ア　測定対象物質

（ア）ホルムアルデヒド

（イ）トルエン

（ウ）キシレン

（エ）エチルベンゼン

（オ）スチレン

イ　測定

（ア）測定対象室の室内空気中の化学物質の濃度測定は、パッシブ型の採取機器を使用して行い、濃度の分析は、採取機器ごとに定められた機関において分析を行う。

（イ）測定確認濃度は厚生労働省の指針値（以下「指針値」という。）以下とし、測定結果が指針値を超えた場合は、発生源を特定し対処法を監督官に報告後対応する。

（ウ）対処方法を講じた後、再測定を行い指針値以下の濃度を確認する。

（エ）（イ）の対処方法を講じる範囲は、測定を実施した室以外も全て行うものとする。

（オ）濃度測定は、測定対象化学物質全てを同時に測定する。

（カ）中央式空気調和設備等のように換気を行いながら空気調和を行う設備がある場合は設備試運転終了後、設備の稼働した状況で測定する。

（キ）局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。

（ク）測定する際は、空気の吹き出し口を避ける。

厚生労働省の指針値

測定対象化学物質	指針値（２５℃の場合）
ホルムアルデヒド	０．０８ｐｐｍ　（　１００μｇ／m^3）
トルエン	０．０７ｐｐｍ　（　２６０μｇ／m^3）
キシレン	０．０５ｐｐｍ　（　２００μｇ／m^3）
エチルベンゼン	０．８８ｐｐｍ　（３，８００μｇ／m^3）
スチレン	０．０５ｐｐｍ　（　２２０μｇ／m^3）

ウ　測定方法

（ア）測定対象室の全ての窓及び扉（造付家具、押入等の収納部分の扉を含む。）を開放し、３０分間換気する。

（イ）（ア）後、測定対象室の全ての窓及び扉を５時間閉鎖する。ただし、造付家具、押入等の収納部分の扉は開放したままとする。

（ウ）測定は次の①から④までによる。

①　（イ）の状態のままで測定する。

（その他の開口部を開放する場合は監督官の指示による。）

②　測定時間は、原則２４時間とする。

③　測定位置は、「イ測定（ク）」に従い、対象室の中央付近のＦＬから１．２～１．５ｍの高さで測定を行う。

④　測定回数は１回とし、複数回の測定は不要とする。

（注）１　①、②、③において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局部的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。

２　測定位置を特定する際、三脚の使用や天井からの吊下げ等の方法が考えられるが、合板やパーティクルボードなどの木質系建材を架台等に使用することとする。

（４）中間技術検査（○適用する。○適用しない。）

ア　技術検査要領について（防整技第７４０８号。２８．４．１）に規定する中間技術検査を実施する。

イ　中間技術検査は、原則として次に示す施工段階において、（　　）回実施するものとする。

対象範囲・工種等	実施時期
○	○　建築工事コンクリート打設前
○	○　建築工事内装仕上げ前
○	○　□□機器設置時
○	○

ウ　中間技術検査の検査日は、監督官と受注者が協議の上、決定するものとする。

エ　受注者は、発注者が中間技術検査において確認した部位であっても、その後、監督官又は検査官から、是正等の指示があった場合においては、その指示によるものとする。

（５）関連工事

ア　補強を要する壁及び天井、下地材の切り込み

○建築工事　　○本工事

イ　鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の建物で、構造体の鉄骨を貫通するスリーブ工事

○建築工事　　○本工事

ウ　スリーブ外径１５０ｍｍを超える開口部の補強（材工共）

○建築工事　　○本工事

エ　壁、床等を貫通するダクトのスリーブの開口部補強

○建築工事　　○本工事

オ　改修工事におけるコンクリートのはつり補修工事

（ア）配管等の貫通部の穴あけは、ダイヤモンドカッターによるものとし本工事とする。

（イ）構造壁等を貫通する場合は、鉄筋探査を行うものとする。

（ウ）角型穴開け補修

○建築工事　　○本工事

（エ）床はつり補修

○建築工事　　○本工事

カ　設備機器等の天井点検口

○建築工事　　○本工事

キ　設備機器等の位置、壁・天井等の取り合いなどが検討できる施工図、展開図等を監督官に提出し、承諾を得るものとする。

（６）仮設工事

ア　監督官事務所

○設ける（設置する規模、備品等の種類及び数量は、現場説明書による。）。

○設けない。

イ　工事用水及び工事用電力は、現場説明書による。

ウ　指定仮設

（ア）保安施設等（○適用する。○適用しない。）

管路などの掘削箇所には、必要に応じてバリケード、安全灯等を設置するほか、道路横断箇所には通行に支障を来たさぬよう、鋼製マット、仮設歩道（手すりを含む。）等を設ける。

（イ）水替え（○適用する。○適用しない。）

（　　）の施工に当たっては、必要な水替を実施するものとする。

工事用潜水ポンプ口径　　mm・揚水量　　m^3／hr、　　KW とし、（○作業時排水日　○常時排水日）を計上するものとし、別図（特記）による。また、動力源は、最寄りの（○商用電源・○発動発電機）とし、別図（特記）による。

（ウ）土留め（○適用する。○適用しない。）

（　　）の施工に当たっては、土留工（　　）を行うものとし、施工前に施工計画書を監督官に提出し、監督官の承諾を受けるものとする。土留工の存置日数は、（　　）日とする。別図（特記）による。

（エ）樹木の移植、伐開等（○適用する。○適用しない。）

別図（特記）による。

（オ）交通誘導員（○適用する。○適用しない。）

（　　）人・日を見込み、後日精算するものとする。

（カ）道路清掃員（○適用する。○適用しない。）

①　受注者は、本工事の施工にあたり、工事区域外において工事関係車両の通行等で発生する土砂や粉じん等による汚損を除去し、道路の路面等を現状に回復することを目的として、次の事項による道路清掃を行うものとする。

ａ　道路清掃の方法：人力清掃

ｂ　道路清掃員の計上期間：令和○年○月○日～令和○月○月○日

ｃ　１日当たり清掃時間：午前作業終了前１時間、午後作業終了前１時間

②　受注者は、道路清掃の実施に先立ち、施工計画書を作成し、監督官の

承諾を得るものとする。

③　受注者は、施工計画書に基づき、道路清掃を行うものとし、日々の作業完了後、作業日報を作成する。また、作業日報には、清掃状況が確認できる写真を添えるものとする。

④　受注者は、工事完了後、前項による作業日報を監督官に提出しなければならない。

⑤　受注者は、道路清掃の実施にあたり、上記アにより難い場合は、あらかじめ監督官と協議するものとする。

エ　足場その他

足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省基発第０４２４００１号　平成２１年４月２４日）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とする。

足場の組立、解体及び変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」２（２）手すり据置方式、又は（３）手すり先行専用足場方式により行い、墜落等による労働災害の防止に努めるものとする。

なお、墜落制止用器具は、フルハーネス型を原則とする。

（７）塗装工事

ア　配管等の塗装

（ア）屋外露出配管及び配電盤類、外灯ポール等の塗装色は設計図及び監督官の指示による。

（イ）内装仕上げのない部分（倉庫及び隊舎等の機械室内）の裸露出配管（白）・（黒）及び裸露出ダクト、屋外マンホール内配管は、仕上げ塗装不要とする。

イ　米軍工事における塗料の鉛含有の規制

○　適用する（錆止め塗料・パテを含む。）。

○　適用しない。

指 定 範 囲：　見え掛かり及び錆止め塗り施工範囲全て

基　準　値：　塗装仕上がり状態において鉛及び鉛化合物の合計鉛含有量を不揮発性成分の重量比で０．０６％以下とする。（以下基準値以下の塗料を「無鉛塗料」という。）

塗装計画書：　無鉛塗料の使用に当たり事前に監督官に提出し、承諾を得るとともに品質の確保に努めること。

対　　応：　下表による。特記なき事項は、標準仕様書の当該事項により行うこと。

品質証明書：　塗料種別、色別ごとに提出すること。

塗装種別	対　応　方　法
ＷＥＰ ＡＥＰ	市販塗料（JIS K 5663・１種）を用いるが、メーカーによっては鉛を含む色（着色顔料）があるので、その色は使用しない。

ＶＥ		市販塗料（JIS K 5582・１種）を用いるが、鉛を含む色（着色顔料）は使用しない。
ＯＰ	鉄面	市販塗料（JIS K 5516）の乾燥剤を改良し、鉛を含む色（着色顔料）は使用しない。
	鉄面 亜鉛メッキ面 （内外共）	市販塗料（JIS K 5516）の乾燥剤を改良し、鉛を含む色（着色顔料）は使用しない。 また、錆止め塗料には、一般用錆止めペイント（JIS K5621・１種　塗布量0.11kg/m3）を無鉛化の成分調整を行い、用いる。

（注）１　「乾燥剤を改良」とは、乾燥剤２種を用い、塗料（仕上り全体）として、鉛及び鉛化合物の合計鉛含有量を、不揮発性成分の重量比で０．０６％以下にすることである。

２　改良及び成分調整により、ＪＩＳ規格から外れても支障はない。

３　オイルパテは使用しないこと。

４　上記以外の塗料を使用する場合は、監督官と協議すること。

５　無鉛に成分調整を行った塗料は、発注から納品まで、１０日程度を要するので、留意すること。

（８）土工事等

ア　土工事等（屋外）の仕様書適用区分等は、次による。

（ア）構内配電線路、プレファブ二重管等管路土工事、屋外マンホール、燃料タンク基礎及び防油提、冷却塔基礎、屋外給汽設備等脚柱基礎、屋外受変電設備基礎（自立盤等を含む。）及び有線通信工事は、土木工事共通仕様書による。

（イ）空調機基礎、配管架台基礎、弁桝・排水桝類及び通信鉄塔（支線式鉄骨柱）等基礎は、標準仕様書等による。また、基礎の設置に当たっては、地耐力の確認を行うものとし、平板載荷試験等は図示による。

イ　床堀・掘削

（ア）本工事で施工する箇所の土質

○　砂（砂）

○　砂質土（砂質土、普通土、砂質ローム）

○　軟岩（軟岩Ⅰ、Ⅱ）

○　レキ質土（レキ質土、砂利混じり土、レキ）

○　粘性土（粘土、粘性土、シルト質ローム、砂質粘性土、粘性土ローム、火山灰質粘性土、有機質土）

○　岩塊・玉石（岩塊、玉石混じり土、破砕石）

（イ）復旧状態

○　現状に復旧する。

○　別図（詳細図など。）による。

（ウ）管路等の掘削

事前に既設埋設物の位置、埋設深さ等を次の方法により確認の上、着手するものとする。

○　既設図面

○　既設図面及び探査機（探査範囲及び探査機の仕様は図示による。）

○　既設図面及び試掘（試掘範囲等は図示による。）

（エ）勾配

土質区分	掘削面の高さ	床堀り勾配	小段の幅
中硬岩・硬岩	5m 未満	直	－
	全掘削高 5m 以上	1:0.3	下から H=5m 毎に 1m
軟岩Ⅰ・軟岩Ⅱ	1m 未満	直	－
	1m 以上 5m 未満	1:0.3	－
	全掘削高 5m 以上	1:0.3	下から H=5m 毎に 1m
レキ質土・砂質土・粘性土・岩塊玉石	1m 未満	直	－
	1m 以上 5m 未満	1:0.5	－
	全掘削高 5m 以上	1:0.6	下から H=5m 毎に 1m
砂	5m 未満	1:1.5	－
	全掘削高 5m 以上	1:1.5	下から H=5m 毎に 2m
発破などにより崩壊しやすい状態になっている地山	2m 未満	1:1.0	下から H=2m 毎に 2m

注）狭隘な敷地などで土留めを行い掘削する場合は、別途考慮出来る。

ウ　地中埋設物に対する安全確保

（ア）小規模な作業を含め、掘削箇所や方法等の内容を施工計画書に記載するとともに、施工に当たり事前に監督官等に提出し、承諾を受けるものとする。また、作業を行う際は、着手前に作業内容や期間等を監督官及び基地関係者に報告する。

（イ）掘削作業時は、付近に刃先確認者を配置し、安全性の確保に努めるものとする。

エ　建設発生土

（ア）仮置き

埋め戻し用建設発生土の仮置き場は次による。

○　付近に集積する。

○　配置図に示す場所（運搬距離：約　　ｋｍ）に運搬し、集積する。

（イ）処分

建設発生土の処分は次による。

○　付近に敷き均しする。

○　配置図に示す場所（運搬距離：約　　ｋｍ）に運搬し、見映えよく敷き均しする。

○　建設発生土情報交換システムの活用（実績結果集計表を監督官に提出する。）

○　場外処分（受入条件は以下のとおり）

・受入場所

○○県○○市○○町○○番地　○○○○※1

・受入不適なもの

（例）※2泥土、直径３０cm 以上の岩、廃棄物処理法により決められている廃棄物

・受入時間

（例）※2午前○時～午後○時まで

ただし、毎月の第１及び第３日曜日、正月等の休業日は受入を中止する。

・運搬距離
受入場所までの運搬距離は、Ｌ＝○○ｋｍとする。
・処分費
○○円/㎥とする。
搬出が完了した際には、適正に処理されたことを確認できるよう搬出伝票等を監督官に提出するものとする。
なお、受入場所を変更する場合は、監督官と協議するものとする。

※１：搬出先の名称を記入
※２：例は、建設発生土の搬出先に係る調査で確認している受入条件を記載

オ　埋め戻し
（ア）埋め戻し土は、掘削土中の良質発生土を使用し、一層仕上がり厚を３０ｃｍ（路床については２０ｃｍ）以下とする。
（イ）不足土材は、
○　購入土又は建設汚泥処理土
○　配置図に示す場所（運搬距離：約　　ｋｍ）での採取土
○　他工事からの搬入土
工事名：＿＿＿＿＿＿　流用土：＿＿＿＿＿＿m^3（盛土換算）
（ウ）施工は、特記の有る場合を除き機械施工を標準とする。ただし、構造物周囲においては、構造物を損傷しないよう、かつ、締固め不足とならないよう人力等にて入念に行うものとする。
カ　アスファルト舗装において、乳剤散布は次を標準とする。

種　　別	使　用　材　料	散　布　量	備　　考
プライムコート	アスファルト乳剤（ＰＫ－３）	１．２Lit／m^2	粒状材料路盤面
タックコート	アスファルト乳剤（ＰＫ－４）	０．４Lit／m^2	アスファルト面

キ　コンクリート
圧縮強度などは、次によるものとし、施工に先立ち調合表を監督官に提出する。

種　　別	設計基準強度（Ｎ／mm^2）	スランプ（ｃｍ）	粗骨材の寸法（mm）	備　考
鉄筋コンクリート	圧縮２１以上	8	20（25）	
無筋コンクリート	圧縮１８以上	8	20（25）／（40）	
均しコンクリート	圧縮１８以上	8	20（25）	
舗装コンクリート	曲げ４．５以上	２．５	40	
舗装コンクリート	曲げ４．５以上	６．５	40	
歩道コンクリート	圧縮１８以上	8	20（25）／（40）	

（注）１　ＪＩＳ　Ａ　５３０８レディーミクストコンクリートの標準品とする。
２　無筋コンクリート粗骨材の寸法４０mmは、施工部材厚２１ｃｍ以上の構造物に使用する。
３　セメントは、ＪＩＳ　Ｒ　５２１１高炉セメント（Ｂ・Ｃ種）、ＪＩＳ　Ｒ　５２１３フライアッシュセメント(Ｂ・Ｃ種)又はＪＩＳ　Ｒ　５２１４エコセメントを標準とする。ただし、これにより難い場合は監督官と協議するものとする。

４　均しコンクリートを除くコンクリートの水セメント比は６５％以下とする。
ただし、舗装コンクリート（曲げコンクリート）の水セメント比は５０％以下とする。

ク　芝張

芝張の種別は次による。

○　高麗芝

○　野芝

○　平面張芝工（○全面張（ベタ張）　○平面張（目地張）　○帯芝張　○市松張）

○　芝の寸法（長さ（　　）cm　幅（　　）cm　厚さ（　　）cm）

２　電気設備・通信工事仕様

（１）共通事項

ア　屋外、屋側及び屋内での水廻り場所における配線接続は、自己融着テープ処理の上に絶縁テープ巻きとする。

イ　電線管は、特に明記ない限り、合成樹脂製可とう電線管（ＰＦ単層管）とする。

ウ　露出配管のうち屋外の金属製電線管は溶融亜鉛メッキ及びステンレス部分を除き塗装を行う。

エ　大地に接する防水を施さない床及び常時水をまく床に埋め込まれる電線管の接続部には、防水処理を施す。また、やむを得ず地中に埋設する場合には、ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管「ＧＬＴ管（ねじ付）」を使用する。

オ　位置ボックスは特に明記ない限り、金属製とする。ただし、弱電機器が同一ボックスに入る場合は合成樹脂製（塗り代カバーを含む。）とし、樹脂製セパレーターを設ける。

カ　位置ボックスは、背中合わせに取り付けない。

キ　屋内隠ぺい部に設置するプルボックスは、特に明記ない限り鋼製錆止め塗装とする。

ク　屋内露出部に設置するプルボックスは、仕上げの塗装が施されたものを設置する。

ケ　屋外及び屋側に設置するプルボックスは、防水仕様とし　○ステンレス製（折り込み蓋）　○溶融亜鉛メッキ仕上げ（ＨＤＺＴ４９）として、プルボックス周囲をコーキングする等の処置を行うものとする。

コ　プルボックス、ジョイントボックス及び器具を実装しないプレート並びに監督官の指示するプレートには、略称などにて用途等を明記する。

サ　接地工事は、特に明記ない限り次を標準とし、標準図による接地極埋設標（刻記文字入り。）を設け必要事項を明示する。ただし、外灯用及びハンドホール用の場合は接地極埋設標は省略できる。

（ア）接地極は、頂部が凍上深度以下となる深さに埋設する。

（イ）静電接地極への接続は、銅部分が大地に直接接触しないよう、接続部分を自己融着テープ及び絶縁テープ巻きにより処理する。

（ウ）工事完了後、接地測定ができなくなるおそれがある場合は、監督官と協議の上、測定用接地極の設置を考慮する。

記 号	工 事 種 別	規 定 値	接 地 極 構 成
EA	Ａ種接地工事	10Ω以下	打込式接地棒　14φ-1,500-○連結×○箇所
EB	Ｂ種接地工事		打込式接地棒　14φ-1,500-○連結×○箇所
EC	Ｃ種接地工事	10Ω以下	打込式接地棒　14φ-1,500-○連結×○箇所
ED	Ｄ種接地工事	100Ω以下	打込式接地棒　10φ-1,500-○連結×○箇所
E10	米軍接地工事用	10Ω以下	打込式接地棒　19φ-1,500-○連結×○箇所
E25	米軍接地工事用	25Ω以下	打込式接地棒　19φ-1,500-○連結×○箇所
ELH	高圧避雷器用	10Ω以下	打込式接地棒　14φ-1,500-○連結×○箇所
ELL	低圧避雷器用(300V 以下)	100Ω以下	打込式接地棒　14φ-1,500-○連結×○箇所
	〃　(300V 超)	10Ω以下	打込式接地棒　14φ-1,500-○連結×○箇所
ELA	雷保護用	総合 10Ω以下	接地銅板　900 × 900 ×1.5t×○枚 打込式接地棒　14φ-1,500-○連結×○箇所
ELS	静電接地工事 （燃料施設用） 雷保護兼用	10Ω以下	亜鉛鉄板　1,000×1,000×3.2t×○枚 亜鉛接地棒　40φ-1,500-○連結×○箇所
EDS	静電接地工事 （燃料施設用）	100Ω以下	亜鉛接地棒　40φ-1,500-○連結×○箇所
E0	測定用		打込式接地棒　10φ-1,500×１箇所

(注)以上の接地極構成による接地棒を用いても接地抵抗値が規定値に達しない場合は、監督官と協議するものとする。

（２）電灯設備

ア　配線器具は大角形を原則とし、プレートは特に明記ない限り合成樹脂製とする。

イ　Ｔ型、引掛型、防水型、３極等の特殊コンセントについては、特に明記ない限りプラグを取付ける。

ウ　天井断熱材と照明器具の離隔を得るための枠組は特に明記ない限り本工事に含まない。

エ　光源は原則として昼白色とする。

オ　分電盤内の配線には、回路番号又は使用負荷名を表示し、盤結線図をケース等に入れて収める。

カ　分電盤類からの配管が埋め込み又はいんぺい配管の場合における予備配管については、予備回路４回路以下の場合はＰＦ２２を１本、５回路以上の場合はＰＦ２２を２本以上、天井裏まで立ち上げ末端に位置ボックスを取り付ける。

（３）動力設備

ア　電動機の端子箱への配線は、特に明記ない限り２種金属製可とう電線管にて行う。ただし、湿気の多い場所及び水気のある場所はビニル被覆付とする。

イ　別途施工の電動機、制御盤等への配線接続は、特に明記ない限り本工事に含む。

ウ　制御盤内の配線には、使用負荷名、回路及び制御番号等を表示し、盤結線図をケース等に入れて収める。

エ　空調設備等で、本工事において制御回路を有する場合は、関係業者と十分打合せの上、試運転調整を実施する。

（４）受変電設備

絶縁油を使用する電気機器（変圧器等）の新設がある場合は、ＰＣＢ不含証明書を提出する。

（５）火災報知設備

ア　空気管の壁貫通部等は合成樹脂電線管等にて保護する。

イ　天井裏をケーブル配線とした場合のスポット感知器（防水、防湿仕様は除く。）の取付けは、専用金具を用いたボックスレス工法として考える。また、総合盤への立下げ配線は原則として合成樹脂製可とう電線管（ＰＦ管）により保護する。

（６）通信・情報設備

ア　構内情報通信網、構内交換、情報表示、拡声、テレビ共同受信、誘導支援、防犯・入退出管理等

（ア）配線器具は大角形を原則とし、プレートは特に明記ない限り合成樹脂製とする。

（イ）端子盤内には、付線図及び線番表（各Ａ４サイズを標準）を作成し、カードケースなどに収容し設置する。

（ウ）端子盤（機器収容箱を含む。）に収容するケーブル類には、行き先表示札を取り付ける。

（エ）空き配管には、通線用の呼び線を挿入し、行き先を表示する。

（オ）端子盤等には設備に応じて適正な名称を表示する。

（カ）テレビ共同受信アンテナの設置位置については、事前に場所の状況を確認し、受信に必要な電界強度や画質等が得られることを確認し、場所を決定する。

（７）機器設置等

ア　機器設置（寄託品を含む。）

（ア）機器を床又は壁等に設置する場合は、あらかじめ、設置予定場所における建築躯体等の状況を確認し、固定に適切な方法を検討の上、施工図及び必要な耐震計算書等を添付し、監督官に承諾を求める。

（イ）設置した機器に対する配線・ケーブル等は、周辺の機材に緩衝を与えないよう必要な固定及びほう縛の処置を行う。

イ　調整試験

（ア）調整試験に係る項目は、特記によるもののほか、共通仕様書及び製造者の仕様に基づき必要な項目を実施する。

　なお、既存機器との連動等に係る調整試験は、当該機器の管理者と調整し、必要に応じて中断等の処置を依頼し、必要な機能の確認を得るものとする。

（８）空中線

ア　空中線を新たに展張する場合は、図面に示す空中線の展張方向と使用する周波数帯を監督官及び無線機を使用する部隊等に確認の上実施する。

イ　鉄塔や建物屋上等の高所作業やこれに伴う建設機械等を配置する場合は、関係法令規則及び駐屯地等の規則に従い実施するものとする。

ウ　現場の安全管理において、作業完了後の引き渡しまでの間、工事関係者外の高所への立ち入りが容易に行えないよう配慮を行うこと。

エ　調整試験に係る事項は、前項（７）イを参照とする。

（９）構内配電線路

ア　電柱種別は特に明記ない限り１種コンクリート柱とする。また、電柱には足場ボルト、電柱札（建設年月日、電柱番号等）を取り付ける。

イ　根かせは原則としてコンクリート製（電力型）とする。

ウ　建柱に際しては、電力線、通信線、ガス管、給水管、給油管等の地下埋設物についてあらかじめ十分に調査する。

エ　支線は、亜鉛メッキ鋼より線に巻付グリップとし、適合するロッド付ステーブロック及び支線ガードを取り付ける。また、高圧架空線に使用する支線には玉碍子を取り付ける。ただし、雷保護用支線に玉碍子は取り付けない。

オ　高圧機器及び高圧碍子等の仕様は　○普通型　○耐塩型　とする。

カ　高圧耐張碍子は２連とし、引留クランプを使用する箇所はクランプカバーを取付ける。

キ　架空線路は特に明記ない限り、高圧は６ＫＶ屋外用ポリエチレン絶縁電線（ＯＥ）とし、低圧は屋外用ビニル絶縁電線（ＯＷ）とする。

ク　高圧引下げ線は高圧引下用架橋ポリエチレン絶縁電線（ＰＤＣ）とする。

ケ　電線接続箇所は蓄力形コネクター（カバー付）を使用し防水処理を施す。

コ　高圧架空線用の腕金、ケーブルちょう架用ワイヤー、高圧ケーブルのシース、柱上変台及びマンホール、ハンドホール内の金物類並びに外灯にはＤ種接地工事（接地埋設標なし。）を施す。

サ　高圧ケーブルは原則、ＥＭ－高圧架橋ポリエチレンケーブル（３層押出型）とする。（６ＫＶＥＭ－ＣＥ（ＥＥ）、６ＫＶＥＭ－ＣＥＴ（ＥＥ））

シ　高圧ケーブル及び制御ケーブルの金属遮蔽体は、原則として電源側の１箇所で接地する。ただし、こう長１００ｍを超える場合は両端で接地する。

ス　建物の外壁及び電柱への立上げ部分のケーブルは、保護管にてＧＬ＋２５００㎜まで保護する。

セ　地中線路における埋設標（埋設標示柱、埋設標示ピン）は、図面に明記された箇所のほか必要とする箇所に設ける。

ソ　マンホール、ハンドホールの設計荷重及び鉄蓋の安全荷重は次による。

	ハンドホール・マンホールの設計荷重(Ｔ荷重)	鉄蓋の安全荷重（ＳＨＡＳＥ－Ｓ２０９）	備　考
道路等（車道・駐車場）	Ｔ－２５	約５０ｋＮ以上	
一般地区（芝地・歩道）	Ｔ－１４	約１５ｋＮ以上	
フェンス等で囲まれた場所	（０．５t/㎡）	約５ｋＮ以上 群集荷重	物理的に車両が進入するおそれのない場所

(注)道路等に設置するマンホール等の設計に用いる荷重は「道路橋示方書・同解説Ｉ共通編」に記載される自動車荷重（Ｔ荷重）による。

（１０）通信線路施設〔管路工事、地下・架空線路工事〕

ア　管路工事は、経路上の既設埋設物、設計図書との整合性について確認の上、施工図を作成する。

イ　マンホール・ハンドホール内の管路取付には、特に明記がない限りダクトスリーブ（ＰＳ／Ｖ）を使用する。

ウ　マンホール・ハンドホール内のケーブル接続箇所には、接続材の種類に応じた受け金物を選定し、ケーブルに負荷を与えないよう設置する。

エ　既設通信ケーブルの接続作業に当たっては、使用中の回線に支障を与えないよう管理者と十分に調整の上、品質管理の徹底に努める。

オ　マンホール・ハンドホール内のケーブル布設は、ケーブル条数に見合ったケーブル受け金物を取り付ける。

カ　ガス封入ケーブル（ＰＥＣケーブル等）は、布設前にガス圧試験を行い品質を確認し、その記録（写真を含む。）を提出する。

キ　マンホールの鉄蓋は、共通仕様書によるほか、「テーパー形仕様」を標準とし、蓋中央部表面識別用マークは、桜マークのほか管理者と調整の上、デザインしたものを使用する。

ク　本配線盤でのケーブル成端においては、管理者と調整の上、線番表を作成し、引き渡す。

（１１）防爆配線等工事

防爆配線等工事は、防衛施設共通仕様書（航空灯火設備等電気設備工事編）の当該事項によるほか、以下のとおりとする。

ア　特殊場所配線工事においてシーリングフィッチングを設ける場合は、シーリングフィッチングを設けた箇所と隔壁との間の電線管には接続部を設けてはならない。

イ　シーリングフィッチング内では、電線を接続または分岐しないこと。

ウ　シーリングコンパウンドは、当該製品の取扱説明書を確認の上、充てん等を行うこと。

（１２）撤去工事

ア　撤去工事実施に当たっては、撤去要領及び工程等について監督官と十分協議の上、着手する。

イ　特に明記ない限り、コンクリート等に埋込まれた配管類は撤去しない。

ウ　撤去後不要になった穴などは、モルタルにて穴埋めする。なお、仕上げは〇本工事　〇別途工事　とする。

エ　蛍光灯安定器、油入変圧器等の撤去（再使用する場合は除く。）に当たっては、ＰＣＢ不含について製造者へ聴き取り等の確認を行うこととし、図面に示すものについては成分調査を行い、結果を監督官に報告する。

オ　特別管理産業廃棄物（ＰＣＢ使用機器等を含む。）があった場合は、飛散、流出等の防止措置を行う等の適正な対処をするとともに監督官と協議する。

カ　電力用ＳＦ６（六フッ化硫黄）ガスの適正な回収処理について

本工事において、ＳＦ６ガスを封入した変圧器等を取り扱う場合は、専用の回収装置を用いてＳＦ６ガスが大気に放出されることのないよう適正に回

収する。また、回収処理を実施した旨通知する文書、回収作業時の写真等をもって監督官に確認を求めるものとする。

キ　再使用機材

撤去後再使用を指定された機材（寄託品を除く。）は、事前に品質等の確認を行い再使用に問題が認められた場合は、監督官に報告し、指示を受ける。

（１３）寄託品（自衛隊等の物品管理官が管理する装備品（通信機械機器））の管理　　（寄託品　　○有　○無）

本工事において据付けする寄託品（自衛隊等の物品管理官が管理する通信機械機器をいう。）を下表に示す。

寄託品価格　￥　　円

品　名	型式番号	数量	単位	寄託場所	寄託期間	区分
						○新設○移設○調整○撤去 ○新設○移設○調整○撤去

受注者は寄託品の引き渡しを受けた場合は、契約書第１６条に基づく手続きを行うとともに寄託期間中は寄託品（撤去後不要となるものは除く。）に保険を付するものとする。

（１４）試験

各種試験は、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）、有線・無線通信工事共通仕様書により受注者の責任において適切に実施する。

３　機械工事仕様

（１）標準仕様書等特記事項

※本特記仕様書においての圧力表記は「１MPa＝１０kgf/c㎡」とする。

ア　共通工事

（ア）配管工事

配管材料の区分

配管名	呼び径	施工区分	使用管材	接合方法
蒸気給汽管※1	15-50	1･3	配管用炭素鋼鋼管(黒管)	溶接*2
	65-300	1･3	配管用炭素鋼鋼管(黒管)	溶接
蒸気給汽管※2	15-300	1･3	配管用炭素鋼鋼管(黒管)	溶接
蒸気給汽管※3	15-300	3	圧力配管用炭素鋼鋼管(SCH-40、黒管)	溶接
蒸気還管	15-50	1･3	圧力配管用炭素鋼鋼管(SCH-40、黒管)	溶接*2
蒸気還管※4	15-50	3	圧力配管用炭素鋼鋼管(SCH-80、黒管)	溶接*2
冷却水配管	15-80	1･3	配管用炭素鋼鋼管(白管)	ねじ ハウジング*4
		2･4	ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ被覆鋼管(SGP-白)	ねじ
	100-300	1･3	配管用炭素鋼鋼管(白管)	溶接*1 ハウジング
		2･4	ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ被覆鋼管(SGP-白)	溶接*1
冷温水配管	15-80	1･3	配管用炭素鋼鋼管(白管)	ねじ ハウジング*4
	100-300	1･3	配管用炭素鋼鋼管(白管)	溶接*1 ハウジング
冷媒配管	1/4-2B	1･3	冷媒用銅管	
給水配管※5	13-60Su	1･2･3･4	一般配管用ｽﾃﾝﾚｽ鋼鋼管	SAS 322*3
	75-300Su	1･2･3･4	一般配管用ｽﾃﾝﾚｽ鋼鋼管	溶接 フランジ ハウジング
給水配管※6 中水配管 プール循環 ろ過配管	15-80	1･3	水道用ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ粉体ﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管(PA) 水道用ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ粉体ﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管(PB) 水道用硬質塩化ﾋﾞﾆﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管(VA) 水道用硬質塩化ﾋﾞﾆﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管(VB)	ねじ
		2･4	水道用ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ粉体ﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管(PD) 水道用硬質塩化ﾋﾞﾆﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管(VD)	ねじ
	100-300	1･3	ﾌﾗﾝｼﾞ付ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ粉体ﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管(FPA) ﾌﾗﾝｼﾞ付硬質塩化ﾋﾞﾆﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管(FVA)	フランジ
		2･4	ﾌﾗﾝｼﾞ付ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ粉体ﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管(FPD) ﾌﾗﾝｼﾞ付硬質塩化ﾋﾞﾆﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管(FVD)	フランジ
給水配管※7	13-50	4	水道用ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ二層管 水道配水用ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ管	メカニカル
排水及び	15-150	1･2･3･4	配管用炭素鋼鋼管(白管)	ねじ

工事関係者以外不許複製

通気配管 ドレン配管	32-200	1･3	配管用炭素鋼鋼管(白管) 排水用硬質塩化ﾋﾞﾆﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管	M D
	80-200	1･2･3･4	排水用ﾉﾝﾀｰﾙｴﾎﾟｷｼ塗装鋼管	ね じ M D
	30-125	1･2	排水・通気用鉛管(SHASE-S203)	―
	―	2	ﾘｻｲｸﾙ硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ発泡三層管 (RF-VP)	接着剤塗 布差込
	―	4	排水用ﾘｻｲｸﾙ硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ管(REP-VU) ﾘｻｲｸﾙ硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ三層管(RS-VU)	接着剤塗 布差込
汚水及び 薬品排水配管	80-200	1･2･3･4	排水用ﾉﾝﾀｰﾙｴﾎﾟｷｼ塗装鋼管	ね じ M D
	50-200	1･2･3	排水用硬質塩化ﾋﾞﾆﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管	M D
	―	2	ﾘｻｲｸﾙ硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ発泡三層管 (RF-VP)	接着剤塗 布差込
	―	4	排水用ﾘｻｲｸﾙ硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ管(REP-VU) ﾘｻｲｸﾙ硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ三層管(RS-VU)	接着剤塗 布差込
プロパン配管	15-80	1･3	配管用炭素鋼鋼管(白管)	ね じ
		2･4	ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ被覆鋼管(SGP-黒)	ね じ
	100-300	1･3	配管用炭素鋼鋼管(白管)	溶接*1
		2･4	ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ被覆鋼管(SGP-黒)	溶接*1
水消火配管	15-80	1･3	配管用炭素鋼鋼管(白管)	ね じ ﾊｳｼﾞﾝｸﾞ*4
		2･4	消火用硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ外面被覆鋼管(VS)	ね じ
	100-300	1･3	配管用炭素鋼鋼管(白管)	溶 接 ﾊｳｼﾞﾝｸﾞ
		2･4	消火用硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ外面被覆鋼管(VS)	溶 接
水(連結送水)及び ハロゲン化物消火配管	15-80	1･3	圧力配管用炭素鋼鋼管(SCH-40、白管)	ね じ
	100-300	1･3	圧力配管用炭素鋼鋼管(SCH-40、白管)	溶 接
不活性ガス消火配管	15-80	1･3	圧力配管用炭素鋼鋼管(SCH-80、白管)	ね じ
	100-300	1･3	圧力配管用炭素鋼鋼管(SCH-80、白管)	溶 接
給湯配管※5	13-60Su	1･3	一般配管用ｽﾃﾝﾚｽ鋼鋼管	SAS 322*3
	75-300Su	1･3	一般配管用ｽﾃﾝﾚｽ鋼鋼管	溶 接 フランジ
給湯配管※6	1/2-6B	1･3	銅管 (M)	差 込
浴槽循環 ろ過配管	15-80	1	水道用耐熱性硬質塩化ﾋﾞﾆﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管 (HVA)	ね じ
油配管	15-300	1･3	配管用炭素鋼鋼管(黒管)	溶 接
		4	ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ被覆鋼管(SGP-黒)	溶 接

工事関係者以外不許複製

燃　料　配　管	15-40	1･3	配管用炭素鋼鋼管(黒管)	溶　接
		4	ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ被覆鋼管(SGP-黒)	溶　接
	50-300	1･3	圧力配管用炭素鋼鋼管（黒管）	溶　接
		4	ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ被覆鋼管(SCH-黒)	溶　接
圧縮空気配管	15-40	1･3	配管用炭素鋼鋼管(白管)	ねじ又は溶接
	50-300	1･3	配管用炭素鋼鋼管(白管)	溶接

（注）１　施工区分欄の数字は、以下のとおりとする。
　　１：屋内配管（機械室・便所を含む）
　　２：屋内地中配管（機械室・便所を含む）
　　３：屋外配管（架空・暗渠内・共同構内）
　　４：地中配管

２　蒸気給汽管欄中　※１：蒸気圧が 0.1MPa 未満の場合を示す。
　　※２：蒸気圧が 0.1MPa 以上の場合を示す。
　　※３：米軍工事（幹線のみ）に適用する。

３　蒸気還管は、還水圧送管を含む。

４　蒸気還管欄中　　※４：米軍工事（幹線のみ）に適用する。

５　冷温水配管及びヘッダーの温水温度が５５℃を超える場合は、配管用炭素鋼鋼管（黒）を使用する。

６　ＭＤ継手は、重力式（自然流下式）以外の配管及び土中埋設部分には使用しない。ただし、やむを得ず土中埋設部分に使用する場合は防食テープ等による防食処置を行うこと。また、ポンプ圧送排水管に使用する場合は、圧送排水配管用を使用する。

７　屋内排水管及び通気管に硬質ポリ塩化ビニル管を使用する場合は、リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発砲三層管(RF-VP)を使用する。

８　大便器及び小便器の汚水接続は、リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発砲三層管（RF-VP）を使用する。ただし、米軍工事の場合は排水・通気用鉛管(SHASE-S203)とする。なお、鉛管を曲げる場合は、円形を失わないように加工し、かつ、その曲部に、排水枝管を接続してはならない。また、鉛管相互の接合をしてはならない。

９　洗面器及び手洗器の排水接続は、鋼管アダプターを用い鋼管接続とする。

10　給水及び給湯配管欄中
　※５：水道水中の塩素イオン(Cl-)濃度が 30ppm 以下の自衛隊工事に適用する。
　※６：米軍工事又は水道水中の塩素イオン(Cl-)濃度が 30ppm を超える自衛隊工事に適用する。
　※７：設計図の配管径は、ＳＵＳ管又は鋼管の配管径であるため、流量に応じた配管径を確認の上、事前に監督官と協議し、適用すること。

（注）採用に当っては、事前に監督官を通じて管理者などから当該地区の水質試験データを入手し、水道水中の塩素イオン(Cl-)濃度を確認すること。

11　一般配管用ステンレス鋼管の仕様については、次のとおりとする。
　①　一般配管用ステンレス鋼管（JIS G 3448）は、SUS 304 TPD を標準とする。
　②　土中埋設する場合は、防食措置を行うこととし、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）第２編第２章第７節によるものとする。
　③　壁又は床埋設する場合は、一般配管用ステンレス鋼管の外面に発泡ポリエチレンで被覆したもの（以下「被覆ステンレス管」という。）を使用してもよい（仕様は製造者標準とする。）。

なお、被覆ステンレス管を使用する場合は、保温を行わない。

④　宿舎の住戸内ころがし配管に一般配管用ステンレス管を採用する場合は、保温工事を行う。

⑤　鋼管との接続は、絶縁フランジ接合とし、公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（施工３）によるものとする。

⑥　取り外す必要のある箇所は、フランジ接合又はメカニカル接合とする。

12　宿舎の住戸内ころがし配管に銅管を採用する場合は、保温付被覆銅管としてもよい。

13　宿舎の給水及び給湯管改修工事における各戸内配管は、ポリブデン管又は架橋ポリエチレン管を使用してもよい。屋内露出配管とする場合は、化粧カバーを考慮する。

14　油配管とは、ボイラー用及び発電機用などユーティリティ関連施設（自動車用給油取扱所を含む。）における附帯給油管をいう。

15　燃料配管とは、航空機燃料取扱施設及び給油取扱施設等における燃料の取扱いが主目的となる給油管をいう。

16　接合方法欄中＊１：呼び径 100A は、ねじ接合としてもよい。

＊２：ねじ接合としてもよい。

＊３：SAS 322（一般配管用ステンレス鋼管の管継手性能基準）を満足した継手による接合とする。

＊４：呼び径 50A 以上は、ハウジング接合としてもよい

17　配管付属品

冷温水及び冷却水配管に取付ける呼び径 50 以上の弁において、機器廻り配管及びヘッダー元バルブ等については、バタフライ弁を使用してもよい。ただし、管内流速及び使用温度については JIS B 2032「ウェハー形ゴムシートバタフライ弁」によるものとする。

18　消火配管の継手は、消防法令に適合したもの、または(財)日本消防設備安全センターの認定品とする。

19　全ての弁において開閉状況が分かるようにバルブ札を取り付ける。

20　プール循環ろ過配管の熱交換器廻りの配管材質はステンレス鋼管又は耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管とする。

21　槽等に付属する間接排水口までの配管（排水管、オーバーフロー管、膨張管等）及び補給水管（仕切弁以降）は、それぞれの種別によるものとする。ただし、水槽及び貯湯槽の排水までは槽区分の仕様に準じ、弁以降は排水管による。FRP の槽からのオーバーフロー管は硬質塩化ビニル管とする。

22　排水及び通気並びに汚水及び薬品排水について、それぞれ REP-VU、RS-VU を外壁より 1m以降の屋外地中配管に使用する。

23　給湯、蒸気、温水配管及び冷温水の地中配管は、プレファブ二重管とする。

（イ）非破壊検査

「防衛施設共通仕様書」による。

（ウ）保温の仕様区分

a　屋内露出仕上げ

区　　分	自衛隊工事	米軍工事	備　考
屋内露出保温外装	合成樹脂製カバー	ガラスクロス	

b　空気調和設備工事の保温

区　　分		施工箇所	保温の種別		備　考
			自衛隊工事	米軍工事	
管（継手及び弁類を含む。）	冷水・冷温水管（膨張管含む）	屋内露出（一般居室、廊下）	A_1・(ｲ)・Ⅲ A_1・(ﾛ)・Ⅲ A_1・(ﾊ)・Ⅲ	A・(ｲ)・Ⅲ A・(ﾛ)・Ⅲ	沖縄地区等はⅢA
		機械室、書庫、倉庫	B・(ｲ)・Ⅲ B・(ﾛ)・Ⅲ B・(ﾊ)・Ⅲ	B・(ｲ)・Ⅲ B・(ﾛ)・Ⅲ	同　上
		天井内、パイプシャフト内及び空隙壁中	C_1・(ｲ)・Ⅲ C_1・(ﾛ)・Ⅲ C_1・(ﾊ)・Ⅲ	C_1・(ｲ)・Ⅲ C_1・(ﾛ)・Ⅲ	同　上
		暗渠内（ピット内を含む。）	D・(ｲ)・Ⅲ D・(ﾛ)・Ⅲ D・(ﾊ)・Ⅲ	D・(ｲ)・Ⅲ D・(ﾛ)・Ⅲ	同　上
		屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。）、浴室及び厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	E_2・(ｲ)・Ⅲ E_2・(ﾛ)・Ⅲ E_2・(ﾊ)・Ⅲ	E_2・(ｲ)・Ⅲ E_2・(ﾛ)・Ⅲ	同　上
	蒸気管（0.1MPa 以上 0.6MPa 未満）	屋内露出（一般居室、廊下）	A_1・(ｲ)・Ⅱ・A A_1・(ﾛ)・Ⅱ・A	A・(ｲ)・Ⅱ・A A・(ﾛ)・Ⅱ・A	
	蒸気管（0.6MPa 以上 1.0MPa 未満）	屋内露出（一般居室、廊下）	A_1・(ｲ)・Ⅱ・B A_1・(ﾛ)・Ⅱ・B	A・(ｲ)・Ⅱ・B A・(ﾛ)・Ⅱ・B	
機器	冷水タンク 冷温水タンク 冷水ヘッダー 冷温水ヘッダー	——	F_1・(ｲ)・Ⅸ F_1・(ﾛ)・Ⅸ F_1・(ﾊ)・Ⅸ	F_1・(ｲ)・Ⅸ F_1・(ﾛ)・Ⅸ	

c　給排水設備工事の保温

区　分		施工箇所	保温の種別		備　考
			自衛隊工事	米軍工事	
管（継手及び弁類を含む。）	給　水　管	屋内露出（一般居室、廊下）	a_1・(ｲ)・Ⅶ a_1・(ﾛ)・Ⅶ a_1・(ﾊ)・Ⅶ	a・(ｲ)・Ⅶ a・(ﾛ)・Ⅶ	
		機械室、書庫、倉庫	b・(ｲ)・Ⅶ b・(ﾛ)・Ⅶ b・(ﾊ)・Ⅶ	b・(ｲ)・Ⅶ b・(ﾛ)・Ⅶ	
		天井内、パイプシャフト内及び空隙壁中	c_2・(ｲ)・Ⅶ c_2・(ﾛ)・Ⅶ c_2・(ﾊ)・Ⅶ	c_2・(ｲ)・Ⅶ c_2・(ﾛ)・Ⅶ	
		暗渠内（ピット内を含む。）	d・(ｲ)・Ⅶ d・(ﾛ)・Ⅶ d・(ﾊ)・Ⅶ	d・(ｲ)・Ⅶ d・(ﾛ)・Ⅶ	
		屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。）、浴室及び厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	e_2・(ｲ)・Ⅶ e_2・(ﾛ)・Ⅶ e_2・(ﾊ)・Ⅶ	e_2・(ｲ)・Ⅶ e_2・(ﾛ)・Ⅶ	
	排　水　管	屋内露出（一般居室、廊下）	a_1・(ｲ)・Ⅶ a_1・(ﾛ)・Ⅶ a_1・(ﾊ)・Ⅶ	a・(ｲ)・Ⅶ a・(ﾛ)・Ⅶ	
		機械室、書庫、倉庫	b・(ｲ)・Ⅶ b・(ﾛ)・Ⅶ b・(ﾊ)・Ⅶ	b・(ｲ)・Ⅶ b・(ﾛ)・Ⅶ	
		天井内、パイプシャフト内及び空隙壁中	c_2・(ｲ)・Ⅶ c_2・(ﾛ)・Ⅶ c_2・(ﾊ)・Ⅶ	c_2・(ｲ)・Ⅶ c_2・(ﾛ)・Ⅶ	
		浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	e_2・(ｲ)・Ⅶ e_2・(ﾛ)・Ⅶ e_2・(ﾊ)・Ⅶ	e_2・(ｲ)・Ⅶ e_2・(ﾛ)・Ⅶ	
機器	鋼板製タンク	——	f_1・(ｲ)・Ⅷ f_1・(ﾛ)・Ⅷ f_1・(ﾊ)・Ⅷ	f_1・(ｲ)・Ⅷ f_1・(ﾛ)・Ⅷ	

（注）1　保温の種別は、上記の中から施工箇所に応じて選択すること。
2　次の管、弁及びダクト等は、保温を行う。
①　屋内、暗渠内の給湯管、蒸気管及び温水管の弁、フランジ、伸縮管継手、防振継手、フレキシブルジョイント
②　屋内、暗渠内の弁装置廻りの配管及び弁

工事関係者以外不許複製

③　最上階天井内の断熱材が天井敷き込みの場合の「最上階天井内の空調還りダクト」及び「最上階の天吊り隠ぺい形ファンコイルユニットの還りダクト」
④　機械室内空調還りダクト
⑤　空調用レターンチャンバー
⑥　暖房を実施する部屋及びその天井内の外気取り入れダクト
⑦　屋外の煙道

３　屋外露出及び多湿個所の外装はステンレスラッキング、ステンレス製化粧カバー又はガルバリウム鋼板製化粧カバーとする。

４　浴場の天井内は、多湿箇所とする。ただし、浴室（小規模）、隊舎等の洗面所・便所及び厨房の天井内は除く。

５　屋外マンホール内及び厨房の配管・弁の保温は、多湿箇所仕様とする。

６　防火区画を貫通する箇所の保温材は、ロックウール保温材とし、工事写真により後日確認できるようにするものとする。

７　６５Ａ以上の弁類及びフランジ等の保温を行う場合は、着脱容易なカバー（ジャケットタイプ等）とする。

８　蒸気配管の保温に使用する粘着テープは、保温外面温度に耐え得る仕様とする。

９　還水圧送管は、プレファブ二重管内を除き保温する。

１０　屋外暖房ダクト等の還水管は保温を行うこと。保温の種別は温水管に準じる。

１１　空調機用冷媒管（断熱材被覆銅管）の保温は、米軍工事を除き標準仕様書の当該事項による。

米軍工事については厚さ 20 ㎜のエアロフレックス及びアーマーフレックス相当品（ASTM E84 の性能試験を満足した断熱材）とする。

１２　空調ドレン配管の保温の種別は排水管に準じる。

１３　パイプシャフト内で結露のおそれがない排水管は、保温不要とする。

１４　給湯管の保温筒は、使用管材に適したサイズの保温筒を使用する。また、コンクリート内に埋設される給湯管（銅管）は、保温付き被覆銅管とする。なお、保温付被覆銅管を使用する場合は、保温を行わない。

１５　屋外に消火用充水槽を設置した場合は保温施工を行う。(蓋も含む)なお、蓋部分は着脱可能なものとする。

１６　消火配管の屋外露出部分で配管内が充水される場合及び建物内で凍結の恐れがある場合は給水管に準じ保温する。

１７　浴槽及びプール循環ろ過配管の保温の種別は温水配管に準じる。

１８　暖房専用ダクトは、空調ダクトに準じ保温を行う。

１９　空調用チャンバーボックスと制気口の接続ダクト及びシーリングディフューザーコーン部分は、すべて保温する。

２０　全熱交換型換気扇の一次側ダクト（外気取入口及び排気口から本体まで）は保温を行うこと。また、最上階で天井内に断熱を施工している場合は、二次側ダクト（吹出及び吸込ＢＯＸから本体まで）についても保温を行うこと。

２１　全熱交換型換気扇に使用するダクトは機器等の接続部分のみ保温付フレキシブルダクトとしてもよい。ただし、米軍工事を除く。

（エ）塗装・防錆の仕様区分

a　保温外装（アルミガラスクロス）の塗装

設備区分	塗装箇所		塗料の種別	塗り回数			備　考
	機材	状態		下塗り	中塗り	上塗り	
共通工事	保温外装（アルミガラスクロス）	露出	調合ペイント	1	1	1	下塗りは、目止め材

（注）目止め材は、アクリル系水性塗料とする。

b　屋内ダクト内面の見え掛かり部分

調合ペイント（黒ツヤ消し）２回塗りとする。

c　屋外給汽配管の支柱の塗装

塩害の影響を受ける地域に設置する場合は、溶融亜鉛メッキ仕上げとし、その他の地域は塗装仕上げとする。

イ　制御及び操作盤

標準仕様書第２編第１章第２節及び各編での制御及び操作盤（以下「制御盤等」という。）に関する記述にかかわらず 0.2kW 以上の電動機に付属される制御盤等は進相コンデンサーを設ける。ただし、1 ユニットの装置全体で力率が定格出力時 90%以上に確保できる場合又はインバーター制御を行う場合は、部分的又は全体として省略してもよい。

（注）１　進相コンデンサーが製造者の標準付属盤に納まらない場合には、別盤としてもよい。

２　0.2kW 以上の電動機の制御盤等を電気設備で設置する場合は、進相コンデンサーを制御盤等内に設けるよう調整する。

ウ　総合調整

（ア）本工事の総合調整は、標準仕様書の当該事項によるものとする。

（イ）総合試運転調整に先立ち、調整方法、調整時期、日程、人員及び安全対策を含む総合試運転調整計画書を監督官に提出し、承諾を得ること。

（ウ）総合調整完了後、各測定結果をまとめた測定表等を監督官に提出する。

（エ）飲料水、給湯の水質測定を実施する。（本工事に　○適用する　○適用しない）

（オ）雑用水の水質測定を実施する。（本工事に　○適用する　○適用しない）

エ　ポンプ

凝縮水ポンプの仕様及び施工については、標準仕様書第３編第１章第１２節 1.12.3「真空給水ポンプユニット（真空ポンプ方式）」の当該事項（真空ポンプ部分は除く。）に準拠すること。

オ　小型貫流ボイラー

小型貫流ボイラーの付属品は、標準仕様書第３編第１章第１節 1.1.1.5（ク）によるほか、薬液注入装置を含むものとし、仕様は製造者の標準仕様とする。

カ　蒸気焚吸収冷温水機

２４時間連続運転を行う施設（自衛隊隊舎、米軍家族住宅、将校・下士官住宅等）については、２４時間連続運転で設計能力を１０日間満足できる能力とし、適用は設計図による。

キ　換気設備

（ア）厨房の排気フードの吊り金物は、四隅に設け吊り間隔を1,500㎜以下とし、堅固に取り付け、吊りボルトの下部には、ステンレス製又は黄銅製クロムメッキ仕上げ袋ナットを取り付ける。

（イ）厨房排気ダクトは、アングル工法ダクトとし、板厚は次表による。

（長方形ダクト）　［単位：㎜］

ダクトの長辺	ダクトの板厚	
	亜鉛鉄板	ステンレス鋼板
４５０＞	０．６以上	０．５以上
４５１～１２００	０．８以上	０．６以上
１２０１～１８００	１．０以上	０．８以上
１８０１＜	１．２以上	０．８以上

（ウ）浴室及びシャワー室等の多湿排気は、ステンレス製(SUS304)とし、板厚は次表による。

（長方形ダクト）　［単位：㎜］

板　厚	ダクトの長辺		
	低圧ダクト	高圧ダクト１	高圧ダクト２
０．５	７５０＞		
０．６	７５１～１５００	７５０＞	７５０＞
０．８	１５０１～２２００	７５１～１２００	７５１～１２００
１．０	２２０１＜	１２０１＜	１２０１＜

（スパイラルダクト）　［単位：㎜］

板　厚	ダクトの直径		
	低圧ダクト	高圧ダクト１、２	継　手
０．５	６００＞	３００＞	
０．６	６０１～８００	３０１～６００	２００＞
０．８	８０１～１０００	６０１～８００	２０１～６００
１．０		８０１～１０００	６０１～８００
１．２			８０１～１０００

ク　給湯設備

貯湯タンクの材質は、ステンレス鋼板製（SUS444）とし、適用は設計図による。

ケ　排水設備

蒸気配管のドレン管は間接排水とする。

コ　配管洗浄

燃料配管の洗浄は、ピグ洗浄を標準とする。

なお、配管洗浄を行う際は、フラッシングを十分に行うとともに、洗浄後の燃料サンプルを部隊担当者に提示し、適合する旨の確認を受けるものとする。

サ　地下オイルタンク

地下オイルタンクは、鋼製強化プラスチック製二重殻タンクを標準とし、適用は設計図による。